



第 3 次 宍 粟 市 障 害 者 計 画
第 5 期 宍 粟 市 障 害 福 祉 計 画
第 1 期 宍 粟 市 障 害 児 福 祉 計 画



平成 30 年 3 月

宍 粟 市



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 計画の背景と宍粟市の現状	4
1. 計画策定の背景	4
2. 統計データ等からみる障がいのある人の現状	7
3. 障害福祉サービスの提供状況	9
4. 地域生活支援事業の提供状況	13
5. 前計画期間における取り組みの成果	20
6. アンケート調査からみる現状と課題	24
第3章 第3次宍粟市障害者計画の基本構想	40
1. 計画の基本理念	40
2. 計画の基本目標	40
3. 施策体系	42
第4章 基本施策	43
1. 差別解消へ向けた啓発・教育の推進	43
2. 社会参加の促進	45
3. 地域生活支援の充実	48
4. 保健福祉事業と相談体制の充実	50
5. 障がいのある人に配慮した防災・防犯体制の整備	52
第5章 第5期障害福祉計画	54
1. 障害福祉計画について	54
2. 成果目標の設定	54
3. 障害福祉サービス等の見込量と確保策	58
4. 地域生活支援事業の見込量と確保策	65
5. 市単独事業	75
第6章 第1期障害児福祉計画	76
1. 障害児福祉計画について	76
2. 平成32年度目標値の設定	76
3. 障害児支援事業の見込量と確保策	77
第7章 計画の推進体制	80
1. 事業の円滑な推進のための方策	80
2. 計画の管理と評価	81
資料編	82
1. 障害者施策に関わる法整備の流れ	82
2. 宍粟市障害福祉計画等策定部会 名簿	84
3. 計画策定経過	85
4. 用語集	86

本計画における表記について

< 「障害」「障がい」の表記について >

「障害」の「害」の字については、否定的な印象を受けるとの意見があることから、障害者や障害児など個人をさす場合には、この計画においては、「障がいのある人」「障がいのある児童」という表記で統一しています。

ただし、法律・計画名や制度・施設名、その他固有名詞などについては、元の表記に従っています。

【例】「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」など

< 元号の表記について >

本文及び表内の年次表記については、和暦により「平成」を用いていますが、2019年（平成31年）5月より新元号となる予定です。それ以降においては、新元号に読み替えて計画実施を進めます。

第1章 計画の策定にあたって

1 . 計画策定の趣旨

本市では、平成 24 年に「第 2 次宍粟市障害者計画」を、また平成 27 年に「第 4 期宍粟市障害福祉計画」を策定し、「『地域』で共に暮らせるまちづくり」を基本理念に、障害福祉の推進に取り組んできました。

この間、国においては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行（平成 28 年）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正（平成 28 年）など関係法制度の整備が進み、「児童福祉法」の改正では新たに「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務づけられました。

「第 2 次宍粟市障害者計画」と「第 4 期宍粟市障害福祉計画」がともに平成 30 年 3 月末に計画期間を終えることから、こうした新しい動向を踏まえ、本市における障害福祉施策の基本指針として新たに「第 3 次宍粟市障害者計画」「第 5 期宍粟市障害福祉計画」「第 1 期宍粟市障害児福祉計画」（以上 3 つの計画を一体のものとして、以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 . 計画の位置づけ

（1）国の法制度の中での位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画、さらに「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画を一体のものとして策定するものです。

市町村障害者計画...地域の障がいのある人の福祉に関する基本的な事柄を定める計画

市町村障害福祉計画...障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画

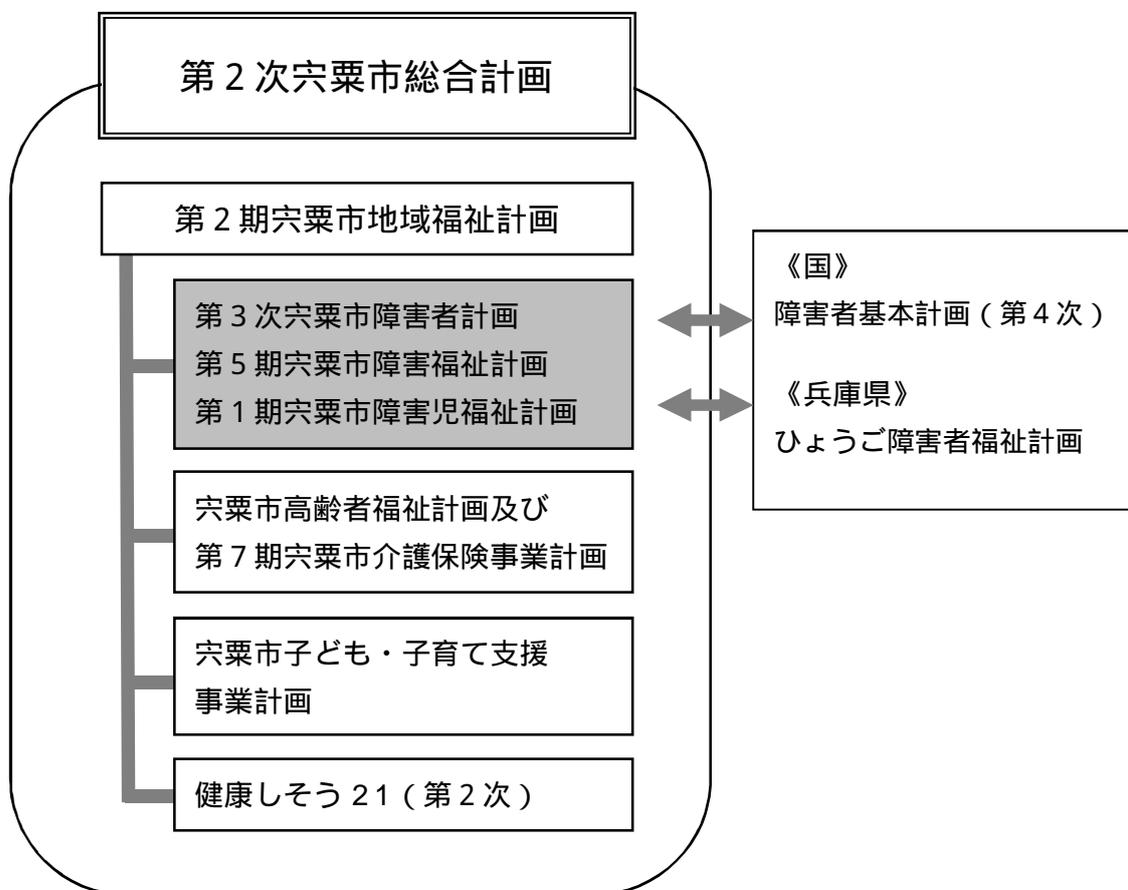
市町村障害児福祉計画...障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画

(2) 国や県の計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」や、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」を踏まえ、それらとの整合・連携に配慮して策定します。

(3) 本市の他計画との関連

本市の最上位計画である「第2次宍粟市総合計画」をはじめ「第2期宍粟市地域福祉計画」など、本市の福祉関連計画との整合性を図り策定します。



3 . 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。ただし、本計画の第 5 章にあたる「第 5 期穴粟市障害福祉計画」と第 6 章にあたる「第 1 期穴粟市障害児福祉計画」は、平成 32 年度までの 3 年間とし、平成 32 年度中に平成 35 年度を最終年度とする次期計画を策定する予定です。

(年度)

	平成 24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
穴粟市 障害者計画	第 2 次						第 3 次 (本計画)					
穴粟市 障害福祉計画	第 3 期			第 4 期			第 5 期 (本計画)			第 6 期(予定)		
穴粟市 障害児福祉計画							第 1 期 (本計画)			第 2 期(予定)		

4 . 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内に居住している障害者手帳をお持ちの人などを対象とした「障がいのある方(児童)の生活実態調査(以下、アンケート調査という。))を実施して現状や課題の把握に努めました。

その結果をもとに、福祉、医療、教育、商工関係団体・機関の代表や公募市民らで構成する穴粟市地域自立支援協議会 障害福祉計画等策定部会において審議を行い、本計画を策定しました。また、市民を対象にしたパブリックコメントや市議会からの計画への意見等を本計画に反映させました。

第2章 計画の背景と宍粟市の現状

1 . 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成 18 年、国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。わが国はこの条約の批准に向け、必要な国内法の整備を進めてきました。

主なものとしては、「障害者基本法」の改正（平成 23 年）、「障害者総合支援法」の成立（平成 24 年）、「障害者差別解消法」の成立（平成 25 年）、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正（平成 25 年）などがあります。

これらの法整備を経て、わが国は平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准、同年 2 月に国内で同条約を発効しました。

さらに、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（平成 28 年）により、障がいのある人の望む地域生活を支援し、障がいのある児童の支援への多様なニーズに対応するためのサービスの新設、「障害児福祉計画」策定の義務づけなどが定められました。

主な条約や法律の概要	
障害者権利条約 （平成 26 年国内で 発効）	障害の原因は社会にあるという「社会モデル」の考え方にとり、障がいのある人の権利を実現するための措置などについて規定しています。
障害者基本法 （昭和 45 年成立） 成立時の名称は、 「心身障害者対策基本 法」	障がいのある人の自立及び社会参加の支援などの施策に関し、基本的理念や国・地方公共団体等の責務など、基本的な事項を定めています。 平成 23 年の改正では、法の目的として共生社会の実現を掲げ、障がいのある人の定義を「社会モデル」の考え方にとり見直したほか、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮 ¹ の提供義務などが、新たに定められました。

主な条約や法律の概要	
障害者総合支援法 (平成 24 年成立)	<p>それまでの「障害者自立支援法」を改正する形で制定されました。</p> <p>この法律では、障がいのある人の範囲に新たに難病等が加えられたほか、それまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められ、区分が障害の程度(重さ)ではなく必要な支援の度合いを示すものであることが明確化されました。</p> <p>また、重度訪問介護の対象が重度の知的障がいのある人や精神障がいのある人にも拡大されたほか、共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)が共同生活援助に一元化されました。</p>
障害者差別解消法 (平成 25 年成立)	<p>行政機関や民間事業者などでの、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供義務(民間事業者等は努力義務)などが定められました。</p>
障害者雇用促進法 (昭和 35 年成立)	<p>障がいのある人の職業の安定のために制定された法律で、平成 25 年の改正では、雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止や、障がいのある人が仕事を続ける上での合理的配慮の提供義務が新たに定められました。</p> <p>また、法定雇用率(法律で定められた雇用する従業員に占める障がいのある人の割合)の算定基準に精神障がいのある人を加える(平成 30 年度から)ことが新たに規定されました。</p>
<p>成立時の名称は、 「身体障害者雇用促進法」</p>	

1 「合理的配慮」とは

障がいのある人から社会の中にある障壁(バリア)となるものや状況などを解消してほしいと言われたときに、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

例えば、車いすの利用者のために段差に携帯スロープを置いたり、聴覚障がいのある人のために筆談で会話したりすることなどが合理的配慮にあたります。

「障害者差別解消法」では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、合理的配慮の提供を求めています。(事業者に対しては努力義務)

(2) 兵庫県の動向

兵庫県では、昭和 57 年に「兵庫県国際障害者年長期計画」を策定しました。この計画はその後、「“すこやかひょうご” 障害者福祉プラン - 兵庫県障害者福祉長期計画 - 」(平成 7 年)、「兵庫県障害者福祉プラン」(平成 13 年)、「“すこやかひょうご” 障害者福祉プラン」(平成 17 年)、「ひょうご障害者福祉プラン」(平成 22 年)として、順次改定が行われ、平成 27 年には従来の「ひょうご障害者福祉プラン」と「兵庫県障害福祉計画」を統合した「ひょうご障害者福祉計画」を策定しました。

兵庫県ではこの計画に基づき、福祉、医療、雇用、教育、消費、地域安全、防災など障がいのある人を取り巻くさまざまな課題について、改善へ向けた取り組みを推進しているところです。

(3) 本市の動向

本市では市民憲章の一節に「大切にしたい 敬うところ 支えあいの輪」という理念を掲げ、福祉政策を推進してきました。

障がいのある人の福祉については、国や県の動きとも連動しながら、「宍粟市障害者福祉プラン」(平成 18 年度～平成 23 年度)、「第 2 次宍粟市障害者計画」(平成 24 年度～平成 29 年度)を策定しました。

また、平成 28 年 3 月には「宍粟市みんなの心つなく手話言語条例(以下、「手話言語条例」という。)を制定し、障がいのある人もない人も、共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりに努めてきました。

これらの計画の進捗状況や取り組みについては毎年検証を行い、また、障がいのある人に対するアンケート調査などによって課題を明らかにし、障害福祉の一層の充実に努めているところです。

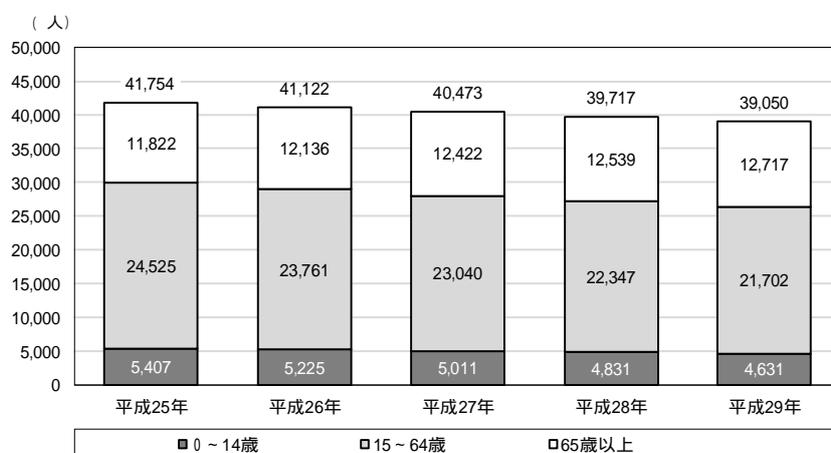
2 . 統計データ等からみる障がいのある人の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間で 2,704 人 (6.5%) 減少しています。

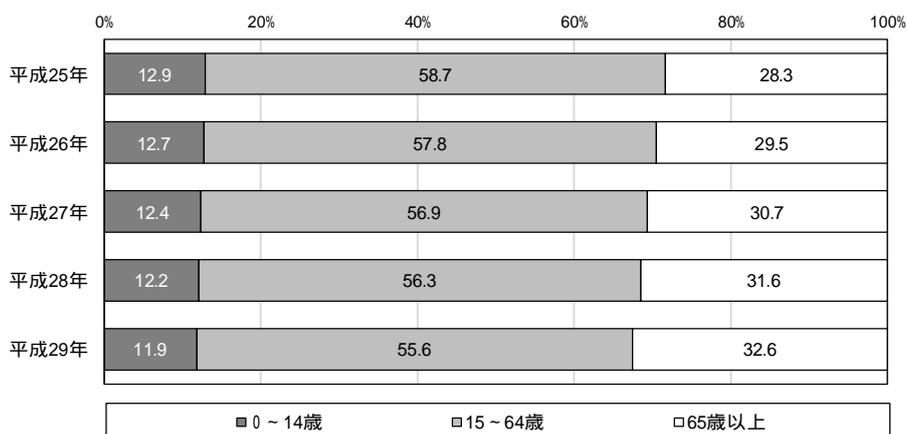
年齢 3 区分でみると、65 歳以上の人口は増加傾向にあるのに対し、0 ~ 14 歳と 15 ~ 64 歳の人口は減少傾向で、少子高齢化が進行しています。このため将来において障害福祉や介護職の担い手不足が懸念され、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」の傾向が一層顕著になるものと思われます。

【年齢 3 区分別 人口の推移】



資料 / 住民基本台帳 (各年 4 月 1 日現在)

【年齢 3 区分別 構成比の推移】

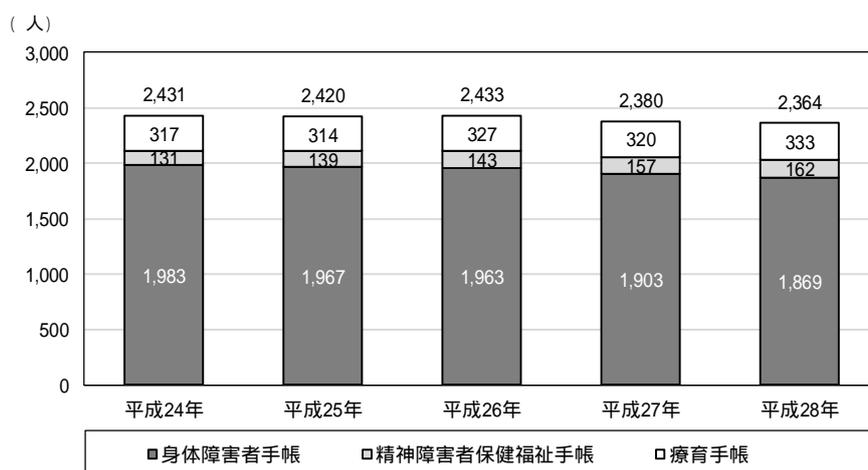


資料 / 住民基本台帳 (各年 4 月 1 日現在)

(2) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は、人口の減少と連動する形で全体としてはゆるやかな減少傾向にあります。障害種別で見ると身体障害者手帳所持者数が減少しているのに対し、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、療育手帳所持者数は増減を繰り返しながら増加の傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料 / 障害福祉課 (各年 3 月 31 日時点)

(3) 特別支援学級・特別支援学校の児童生徒数

項目	児童生徒数	
特別支援学級	児童数	48 人
	生徒数	15 人
特別支援学校	児童数	9 人
	(内訳)	幼稚園 2 人
		小学校 7 人
	生徒数	31 人
	(内訳)	中学校 13 人
		高等学校 18 人

資料 / 教育総務課 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

3 . 障害福祉サービスの提供状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護の利用時間は、平成 28 年度と平成 29 年度とも、見込量を下回っていますが、利用人数はいずれも、見込量を上回っています。

重度訪問介護は、平成 27 年度、28 年度と利用を見込んでいませんでしたが、平成 27 年度から毎年 1 人の利用がありました。

同行援護は、利用時間・利用人数とも増加傾向にあり、特に利用時間については、平成 28 年度と平成 29 年度とも見込量を大きく上回っています。

行動援護は、利用者数は毎年 1 人で推移していますが、利用時間は減少傾向にあります。

重度障害者等包括支援については、利用実績がありませんでした。

(月平均)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
居宅介護	時間	538	516	95.9%	573	483	84.3%	608	488	80.3%
	人	31	37	119.4%	33	35	106.1%	35	37	105.7%
重度訪問介護	時間	0	56	-	0	101	-	150	84	56.0%
	人	0	1	-	0	1	-	1	1	100.0%
同行援護	時間	33	29	87.9%	33	48	145.5%	33	73	221.2%
	人	5	6	120.0%	5	6	120.0%	5	7	140.0%
行動援護	時間	58	53	91.4%	58	43	74.1%	58	40	69.0%
	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
合計	時間	629	654	104.0%	664	675	101.7%	849	685	80.7%
	人	37	45	121.6%	39	43	110.3%	42	46	109.5%

(2) 日中活動サービス

短期入所は、利用時間・利用人数とも見込量を上回っています。利用人数は、毎年14人で推移していますが、利用日数はやや増加の傾向となっています。

生活介護は、利用日数・利用人数とも、増加傾向にあります。

自立訓練は、機能訓練・自立訓練とも、利用日数・利用者数が見込量を大きく下回っています。特に機能訓練は、平成28年度と平成29年度は利用者がありませんでした。

就労移行支援は、利用者が年々減少しており、利用日数・利用時間とも、見込量を大きく下回っています。

就労継続支援は、A型・B型とも利用日数と利用人数が毎年増加しています。特にA型は施設が増えたこともあり増加が顕著で、利用日数・利用人数とも見込量を大幅に上回っています。

療養介護は、平成29年度に利用者が増加しています。

(月平均)

項目	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
短期入所(ショートステイ)	人日	79	102	129.1%	79	112	141.8%	79	115	145.6%
	人	11	14	127.3%	11	14	127.3%	11	14	127.3%
生活介護	人日	3,193	3,098	97.0%	3,297	3,119	94.6%	3,402	3,209	94.3%
	人	153	157	102.6%	158	164	103.8%	163	168	103.1%
自立訓練 (機能訓練)	人日	134	27	20.1%	153	0	0.0%	172	0	0.0%
	人	7	2	28.6%	8	0	0.0%	9	0	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日	121	28	23.1%	121	16	13.2%	121	8	6.6%
	人	4	2	50.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%
就労移行支援	人日	110	116	105.5%	154	78	50.6%	220	42	19.1%
	人	5	7	140.0%	7	4	57.1%	10	2	20.0%
就労継続支援 (A型)	人日	184	186	101.1%	207	365	176.3%	230	510	221.7%
	人	8	10	125.0%	9	19	211.1%	10	26	260.0%
就労継続支援 (B型)	人日	1,805	2,114	117.1%	1,926	2,169	112.6%	2,048	2,282	111.4%
	人	104	123	118.3%	111	126	113.5%	118	127	107.6%
療養介護	人	5	6	120.0%	5	6	120.0%	5	8	160.0%

(3) 居住系サービス

共同生活援助は、平成 28 年度に 2 施設が増え利用者の増加につながり、平成 29 年度は見込量を上回っています。

施設入所支援は、年々減少する見込みであったのに対し、113 人で横ばいとなっています。

(月平均)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
共同生活援助	人	29	27	93.1%	35	31	88.6%	35	36	102.9%
施設入所支援	人	114	113	99.1%	112	113	100.9%	110	113	102.7%

(4) 相談支援

計画相談支援は、利用人数に増減があるものの、毎年、見込量を上回っています。

地域移行支援と地域定着支援は、ともに利用がありませんでした。

(月平均)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
計画相談支援	人	60	81	113.5%	61	84	137.7%	62	81	130.6%
地域移行支援	人	0	0	-	0	0	-	1	0	0.0%
地域定着支援	人	0	0	-	0	0	-	1	0	0.0%

(5) 障害児通所支援等

児童発達支援は、利用日数・利用人数とも増加傾向にあり、平成 28 年度に新規の事業所が開設したことにより平成 29 年度はともに、見込量を大きく上回る見込みです。

医療型児童発達支援は、利用はありませんでした。

放課後等デイサービスは、平成 28 年度に新規の事業所が開設したこともあり、利用日数・利用人数が増加傾向となり、見込量を大きく上回っています。

保育所等訪問支援は、平成 27 年度に利用人数が増えましたが、その後は、毎年 1 人で推移しています。

障害児相談支援は、利用人数が年々増加していますが、毎年度の見込量を大きく下回っています。

(月平均)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援	人日	57	50	87.7%	57	78	136.8%	57	105	184.2%
	人	15	19	126.7%	15	31	206.7%	15	41	273.3%
医療型児童 発達支援	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
放課後等 デイサービス	人日	216	295	136.6%	232	324	139.7%	248	385	155.2%
	人	27	36	133.3%	29	46	158.6%	31	61	196.8%
保育所等 訪問支援	人日	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人	1	5	500.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
障害児 相談支援	人	25	13	52.0%	30	17	56.7%	35	23	65.7%

4 . 地域生活支援事業の提供状況

(1) 必須事業

理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、計画通り毎年実施しています。

(年間)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
理解促進研修 ・啓発事業	実施の 有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%

自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、計画通り毎年実施しています。

(年間)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
自発的活動 支援事業	実施の 有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%

相談支援事業

障害者相談支援事業は、平成 27 年度以降、2 か所で推移しています。

基幹相談支援センター等機能強化事業と住居入居等支援事業は、専門職の配置に至らなかったこと、住居入居ニーズの把握、対応がなかったため実績がありませんでした。

(年間)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害者相談支援事業	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	0.0%	有	有	0.0%	有	有	0.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-	有	無	0.0%
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-	有	無	0.0%

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成 27 年度と平成 29 年度は利用がありませんでした。

(年間)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度利用支援事業	件	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、関係機関との協議が進められず実施できませんでした。

(年間)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-	有	無	0.0%

意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、平成 27 年度に通訳者を設置したことにより、利用が大幅に増加しました。

手話通訳者設置事業は、利用増加に対応するため平成 28 年度から通訳者を 2 人設置しました。

(年間)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	人	190	608	320.0%	200	743	371.5%	210	732	348.5%
手話通訳者 設置事業	人	1	1	100.0%	1	2	200.0%	1	2	200.0%

日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、平成 29 年度時点で介護・訓練支援用具と居宅生活動作補助用具（住宅改修費）が見込量を下回る見込みです。

在宅療養等支援用具と排泄管理支援用具は、平成 29 年度時点で見込量を上回る見込みです。

(年間)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護・訓練 支援用具	件	2	1	50.0%	2	7	350.0%	2	1	50.0%
自立生活 支援用具	件	9	7	77.8%	9	7	77.8%	9	9	100.0%
在宅療養等 支援用具	件	7	4	57.1%	7	4	57.1%	7	8	114.3%
情報・意思 疎通支援用具	件	6	5	83.3%	6	4	66.7%	6	6	100.0%
排泄管理 支援用具	件	744	837	112.5%	744	802	107.8%	744	824	110.8%
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件	2	2	100.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
【合計】	件	770	856	111.2%	770	824	107.0%	770	849	110.3%

手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、入門編と基礎編を2年（平成26年度・27年度）で実施し、入門編から基礎編に多くの受講者を引継ぐことができました。

平成28年度入門編の受講人数が減少したことにより、今後は入門編が隔年開始となる点や新規受講者の発掘などが課題と考えています。

（年間）

項目	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話奉仕員 養成研修事業	人	20	27	135.0%	25	12	48.0%	30	9	30.0%

移動支援事業（ガイドヘルプ）

移動支援事業は、利用人数・利用時間とも毎年、見込量を下回っていますが、平成29年度は1人あたりの利用時間が増加する見込みです。

（年間）

項目	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
移動支援事業	人	10	9	90.0%	12	9	75.0	14	8	57.1%
	時間	856	709	82.8%	1,027	696	67.8	1,198	780	65.1%

地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、平成28年度に事業種別の変更があり施設数が減少したことより、利用者数も見込量を下回りました。

（年間）

項目	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
地域活動支援 センター事業	か所	2	2	100.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
	人	21	16	76.2%	21	7	33.3%	21	11	52.4%

(2) 任意事業

スポーツ教室等開催事業

スポーツ教室等開催事業は、計画どおり毎年実施しています。

(年間)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
スポーツ 教室等開催 事業	実施の 有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%

自動車運転免許取得費助成

自動車運転免許取得費助成は、利用者がありませんでした。

(年間)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
自動車運転免 許取得費助成	件	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

自動車改造費助成

自動車改造費助成は、利用件数が 1 ~ 3 件で推移しています。

(年間)

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
自動車改造費 助成	件	3	2	66.7%	3	3	100.0%	3	1	33.3%

知的障害者職親委託事業

知的障害者職親委託事業は、職親の登録数が毎年4人、利用者数は毎年1人となっており、いずれも見込量を下回っています。

(年間)

項目	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
職親登録数	人	6	4	66.7%	7	4	66.7%	8	4	66.7%
利用者数	人	2	1	50.0%	3	1	33.3%	4	1	25.0%

点字・声の広報事業

点字・声の広報事業は、計画どおり毎年実施しています。

(年間)

項目	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
点字・声の 広報事業	実施の 有無	有	有	100.0%	有	有	100.0%	有	有	100.0%

訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、利用者数が見込量の半数の毎年1人で推移しています。

(年間)

項目	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴 サービス事業	人/月	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%

更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業は、利用者数が見込量を大きく下回る2人で推移しています。

(年間)

項目	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度 (見込み)		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
更生訓練費 給付事業	人/月	5	2	40.0%	5	2	40.0%	5	2	40.0%

生活支援事業（生活訓練等）

生活支援事業（生活訓練等）の利用者は、見込量を上回る実績となっています。

（年間）

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
生活支援事業	人	20	20	100.0%	20	22	110.0%	20	24	120.0%

日中一時支援事業（日中ショートステイ）

日中一時支援事業（日中ショートステイ）は、利用者が見込量の倍以上の数で推移しています。

（年間）

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
日中一時支援事業	人	15	32	213.3%	15	37	246.7%	15	30	200.0%

福祉ホーム事業

福祉ホーム事業は、利用者数が毎年 1 人で推移しています。

（年間）

項目	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度 （見込み）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
福祉ホーム事業	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

（ 3 ） その他 優先調達の発注金額

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」による発注、委託実績は減少しています。ふるさと納税返礼品と役務提供契約の伸び悩みが要因と考えられます。

（年間）

項目	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 （見込み）	
		見込額	実績値	見込額	実績値	見込額	実績値
福祉施設等への物品 調達、委託金額	千円	2,500	3,196	3,000	2,963	3,500	1,945

5 . 前計画期間における取り組みの成果

本市では「第2次宍粟市障害者計画」(平成24年度～平成29年度)に基づき、障害福祉施策を展開してきました。この計画で取り組んできた項目について、成果と課題を検証します。

基本目標(1)「社会参加の推進」に関すること

- 障害や人権に関する啓発活動の推進
 - ・ 障害者週間の啓発や当事者交流会の開催、障害者差別解消法パンフレット配付、人権推進月間・人権週間における市民向けの啓発活動、人権啓発冊子「そよ風」の発行、人権擁護委員・市民人権推進員の研修などを実施しました。
- 就労支援施設等で生産した製品等の販売支援
 - ・ 市役所ロビーでの製品の販売会(月1回)やふるさと納税の返礼品として作業所等に物品の登録依頼を行いました。
- 就労支援施設等への市役所の業務発注による就労支援
 - ・ 公用車の洗車業務、市のマスコット「しーたん」のパフォーマンス業務などを発注しました。
- 障がいのある人の社会参加や市民交流の場づくり
 - ・ 「宍粟市さつきマラソン大会」の開会式に手話通訳を導入しました。また、聴覚障がい、視覚障がいのある人の競技への参加もありました。
 - ・ 市が主催する講演会などに手話通訳者、要約筆記者を配置することで参加しやすい環境の整備に努めました。
 - ・ 「身体障害者福祉協会スポーツ大会」の支援などを行いました。
 - ・ 視覚や聴覚に障がいのある人を対象に、「青い鳥・くすの木学級」を開催し、学習機会の提供を行いました。
- 市民の移動手段の充実
 - ・ 市内全域を走る公共交通の運用を開始し、ノンステップ車両の導入要請や運行事業者が介助の方法などの研修を実施しました。

- 「障害者差別解消法」に基づく「職員対応要領」の策定
 - ・ 不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、職員が適切に対応できるよう具体的な対応方法などを定めた「宍粟市障害を理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領（以下、「職員対応要領」という。）」を平成 28 年 9 月に策定し、職員に周知しました。
- 公立宍粟総合病院における支援の充実
 - ・ 社協ボランティア・市民活動センターにより病院玄関での介助ボランティアを呼びかけ、現在活動しています。透析患者の移送サービスは、宍粟市社会福祉協議会の事業を引継ぎ、外出支援サービス（障害福祉課）に包括して支援継続しています。
- 市役所における障がいのある人の雇用の拡大
 - ・ 障がいのある人の雇用数は、平成 23 年度は 15 人でしたが、平成 26 年度は 16 人、平成 28 年度は 17 人となっています。

この分野の課題

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 手話通訳者、要約筆記者、その他ボランティア等の養成と協力体制の拡充。 □ 障害（特に外見ではわからない内部障害や難病、性格の問題とされがちな発達障害など認知度が低い障害）についての一層の啓発。 |
|---|

基本目標（2）生活環境と生活支援の充実」に関すること

- 建物や施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
 - ・ 市庁舎敷地内や夢公園への点字ブロック設置、温水プールでのユニバーサルデザインの採用、施設内のトイレ改修、兵庫ゆずりあい駐車場の設置、投票所のバリアフリー化・車いすの設置、講演会等への手話通訳者の派遣など、ハード・ソフト両面で整備を推進しました。

- 手話言語条例の制定
 - ・ 手話が一つの言語であることを市民一人ひとりが認識し、手話の普及と手話を使いやすい環境づくりを推進し、聞こえない人と聞こえる人がお互いの個性や人格（言語や文化、考え方）を尊重し、安心して暮らすことができる宍粟市をめざして「手話言語条例」を制定しました。（平成28年3月）
- 緊急時の連絡手段の拡充
 - ・ しそう防災ネット、しーたん通信、しそうチャンネル、一斉同報ファックスの利用など、災害など緊急時の情報伝達体制を整備しました。
- 緊急時の救援体制の拡充
 - ・ 避難行動要支援者に対する個別の避難支援計画の作成、福祉避難所の整備（開設協定）、避難行動要支援者も参加した避難訓練の実施など、救援体制の整備を推進しました。
- 居住の場の確保へ向けた取り組みの推進
 - ・ グループホーム新規開設サポート事業を実施し、民間事業者などがグループホームを開設しやすい環境を整えました。

この分野の課題
<ul style="list-style-type: none"> □ 建物・施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの一層の推進。 □ 災害など緊急時に備え、しそう防災ネット、しーたん通信、しそうチャンネルなどへの加入の促進。 □ 福祉避難所開設に向けた関係機関との調整や開設物品の整備（受け入れ可能人数の拡大、備品の拡充など）。 □ 障がいのある人やその介護者の高齢化や障害の重度化、「親なき後」などを見据え、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう支援する地域生活支援拠点の整備。 □ 「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の市役所内での徹底と、民間事業者等への浸透の取り組み。 □ 市の情報提供について、さまざまな障害の内容に対応した情報発信手段の工夫。

基本目標 3 相談と療育体制の充実」に関すること

- 早期療育支援のための相談体制の充実
 - ・ 乳幼児相談等から就学前幼児の療育支援が適切につなげていけるよう、教育支援委員会での支援情報の共有を実施しました。また保育者や教職員の特別支援教育推進にかかる専門性の研修の取り組みにより、発達段階に応じた支援体制の更なる充実に努めました。
- 児童の日中活動の場の拡充
 - ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスの実施事業所が開設され（平成28年度）、障がいのある児童の放課後や長期休暇中の居場所が確保されました。
- 障がいのある人が市役所で相談などをしやすい環境の整備
 - ・ さまざまな障害に対応するため、市役所の窓口コミュニケーションボードを設置し、玄関に車いすを配置しました。また夜間や休日の緊急相談等に備え、時間外でも手話通訳者や要約筆記者を依頼できるようにしました。

この分野の課題

- 増加傾向にある発達に障がいのある人や児童に対する支援の拡充。
- 特別支援教育担当者の育成。
- 保育者や教職員に対する特別支援教育への更なる理解と専門知識向上の取り組み。
- 生活困窮など支援を必要としていながら相談を受けずに潜在化している（市役所の支援を受けていない状態にある）人に対する、積極的な働きかけ。

6 . アンケート調査からみる現状と課題

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたり、障がいのある人の実情やニーズ・意識・意見などを調査し、計画策定のための基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の内容

調査地域：宍粟市全域

調査対象者：平成 29 年 2 月末時点で宍粟市に居住している障害者手帳をお持ちの人、自立支援医療を受給中の人、障害福祉サービスなどを利用している人及び介護者

調査方法：郵送による調査票の配布・回収

調査期間：平成 29 年 3 月 3 日（金）から 3 月 31 日（金）まで

回収状況：調査票配布数 2,527 件、有効回収数 1,428 件（56.5%）

(3) 報告書の見方・留意点

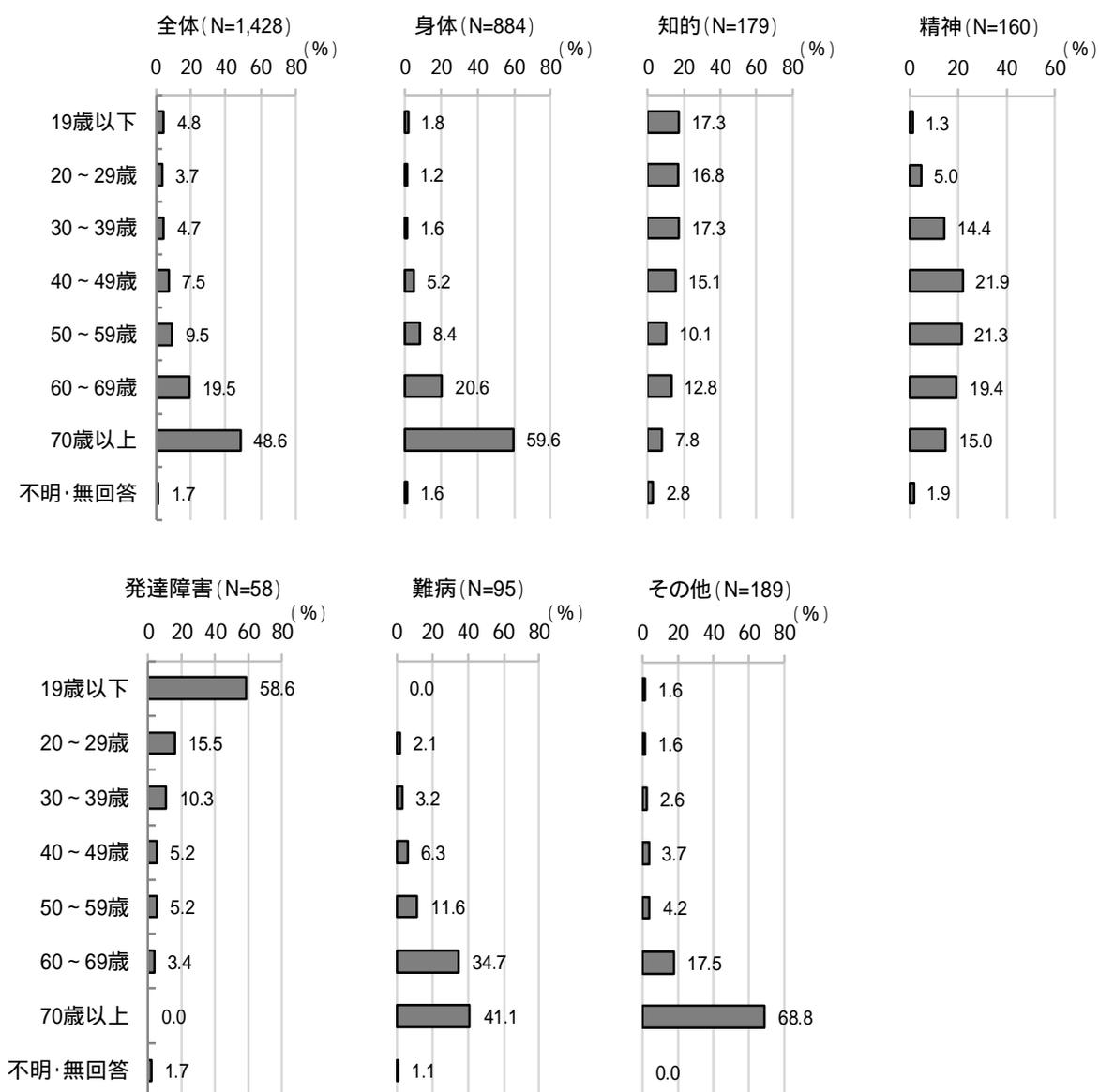
- グラフ及び表のN数（number of case）は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。属性が不明・無回答の人がいるため、N数の合計は必ずしも総回収数の 1,428 件とはなりません。
- 回答結果は、有効標本数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。小数第 2 位を四捨五入しているため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合も、有効標本数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- グラフでは、身体障がいのある人を「身体」、知的障がいのある人を「知的」、精神障がいのある人を「精神」と表記しています。

(4) 調査結果 (概要)

当事者の年齢 (平成 29 年 4 月 1 日現在。単数回答)

【現状と課題】

障害の種別で見ると、身体と難病で特に高齢者の割合が高くなっています。高齢化に向け 65 歳を境目に介護保険制度への移行がスムーズに行えるよう、介護保険制度との連携や、筋力の衰えや認知症など高齢化に伴う諸症状への備えが重要となっています。



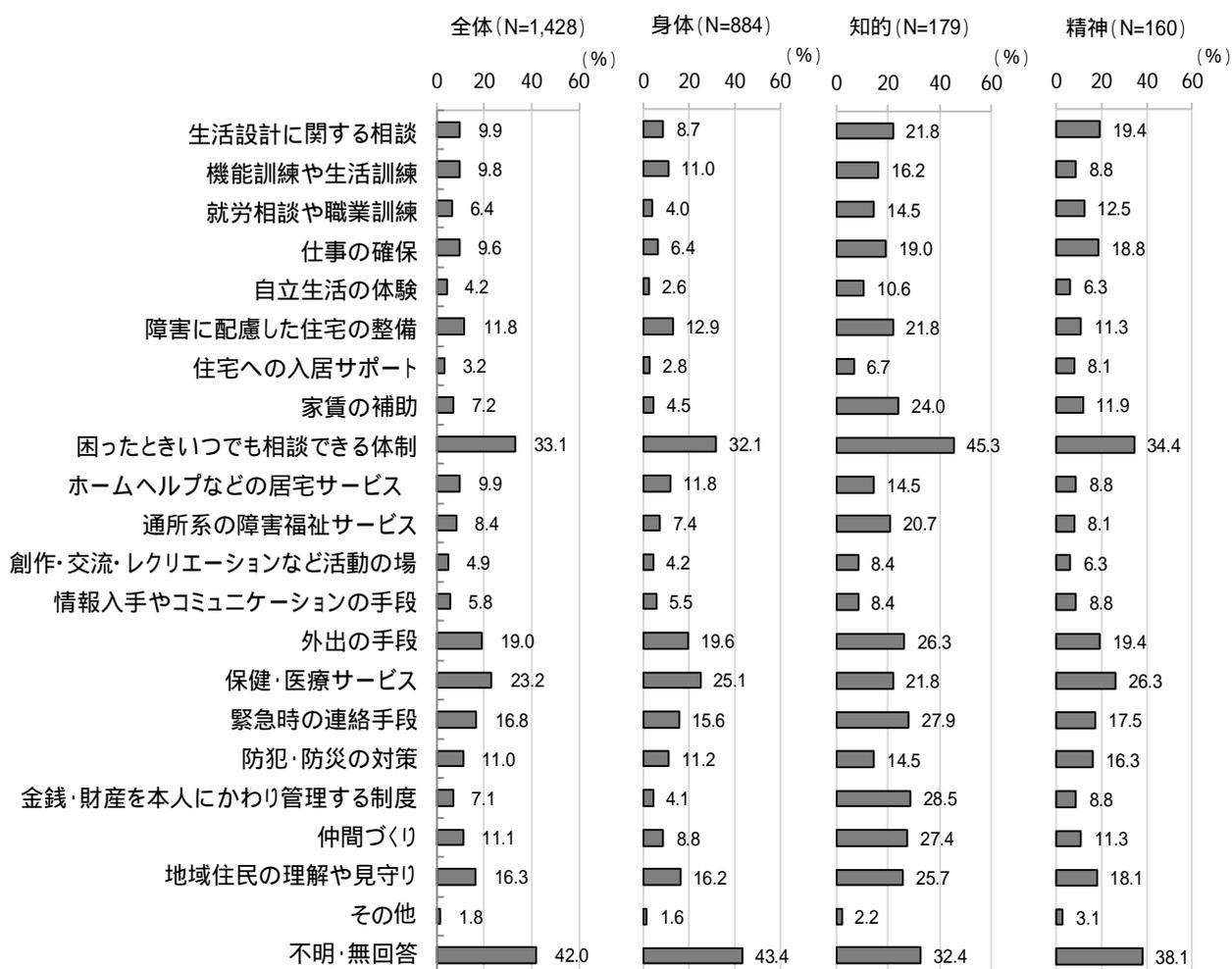
地域で生活するために希望する支援（複数回答）

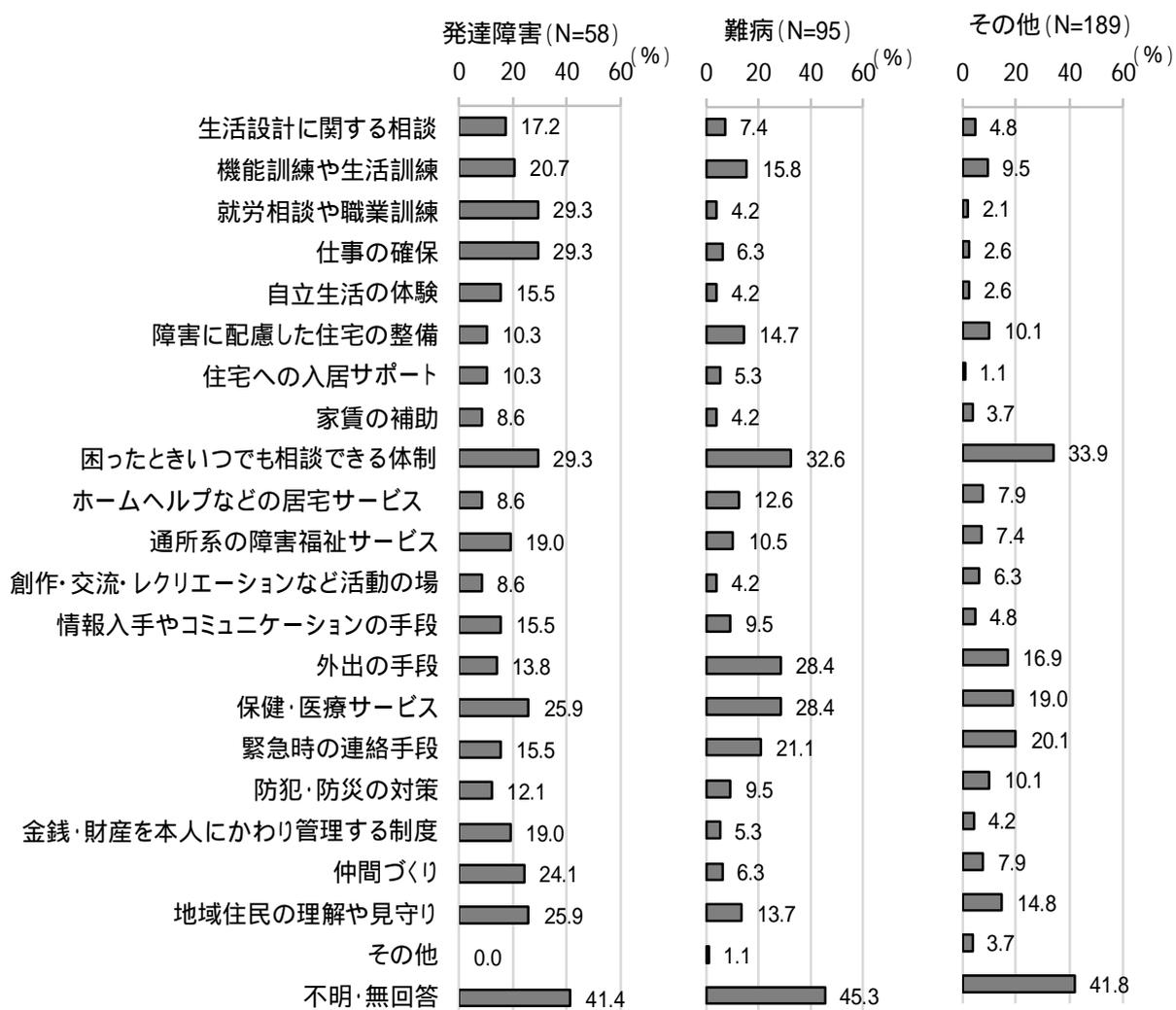
【現状と課題】

いずれの障害でも、「困ったときいつでも相談できる体制」のニーズが高いことから、身近なところでいつでも24時間、相談に乗れるような体制の整備が重要となっています。

知的障害では、災害など「緊急時の連絡手段」や、「金銭・財産を本人にかわり管理する制度」「仲間づくり」などが比較的高くなっており、さまざまな障害の内容に応じた緊急連絡体制や、成年後見制度の周知、交流の場づくりなどの対策が重要となっています。

発達障害では就労に関するニーズが高いことから、就労支援や就労定着支援の拡充が重要となっています。





今後、外出回数を増やすためには、何が必要か（一定の頻度で外出すると答えた人への質問。複数回答）

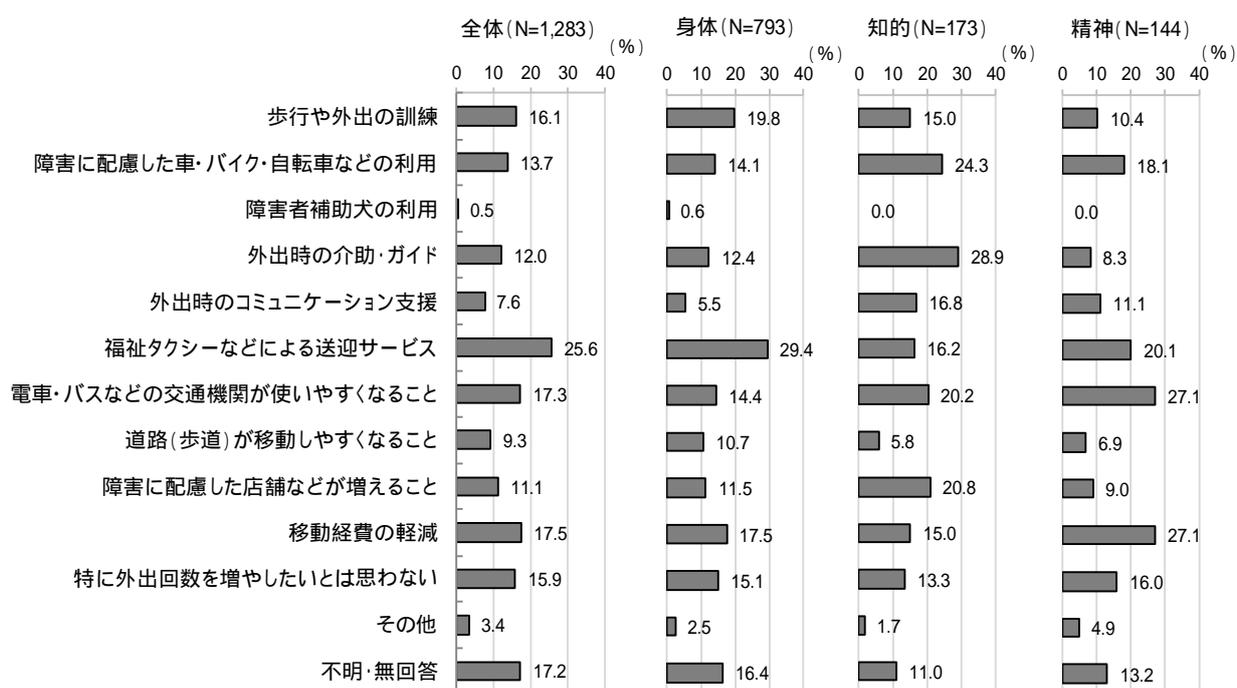
【現状と課題】

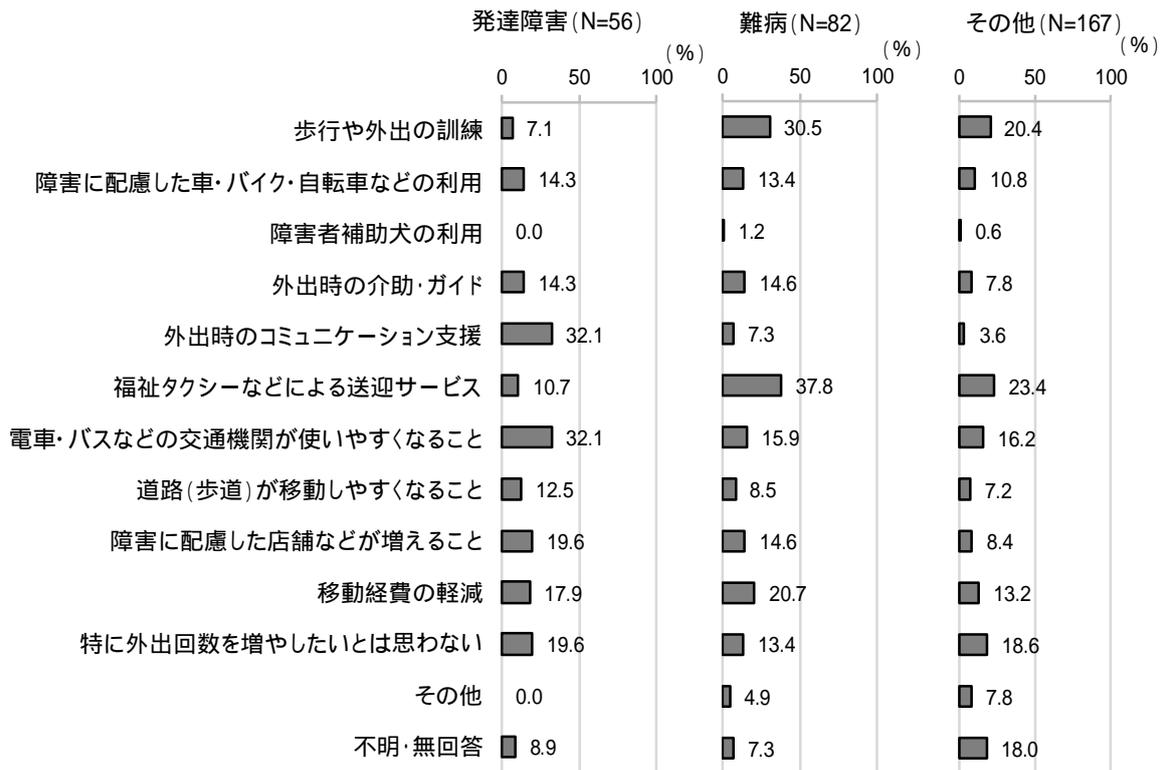
全体では「福祉タクシーなどによる送迎サービス」が 25.6%と最も高く、次いで「移動経費の軽減」「電車・バスなどの交通機関が使いやすくなること」が続いています。

障害の種別でみると身体障害では全体と同様の傾向がみられますが、知的障害では「外出時の介助・ガイド」が、精神障害では「電車・バスなどの交通機関が使いやすくなること」と「移動経費の軽減」が最も高くなっています。

発達障害では「外出時のコミュニケーション支援」と「電車・バスなどの交通機関が使いやすくなること」が、難病では「福祉タクシーなどによる送迎サービス」が最も高くなっています。

障害の種別でばらつきがあることから、それぞれのニーズに応じたきめ細かな外出支援施策が重要となっています。また「障害に配慮した店舗などが増えること」が知的障害で比較的高くなっており、合理的配慮の一層の浸透が重要となっています。



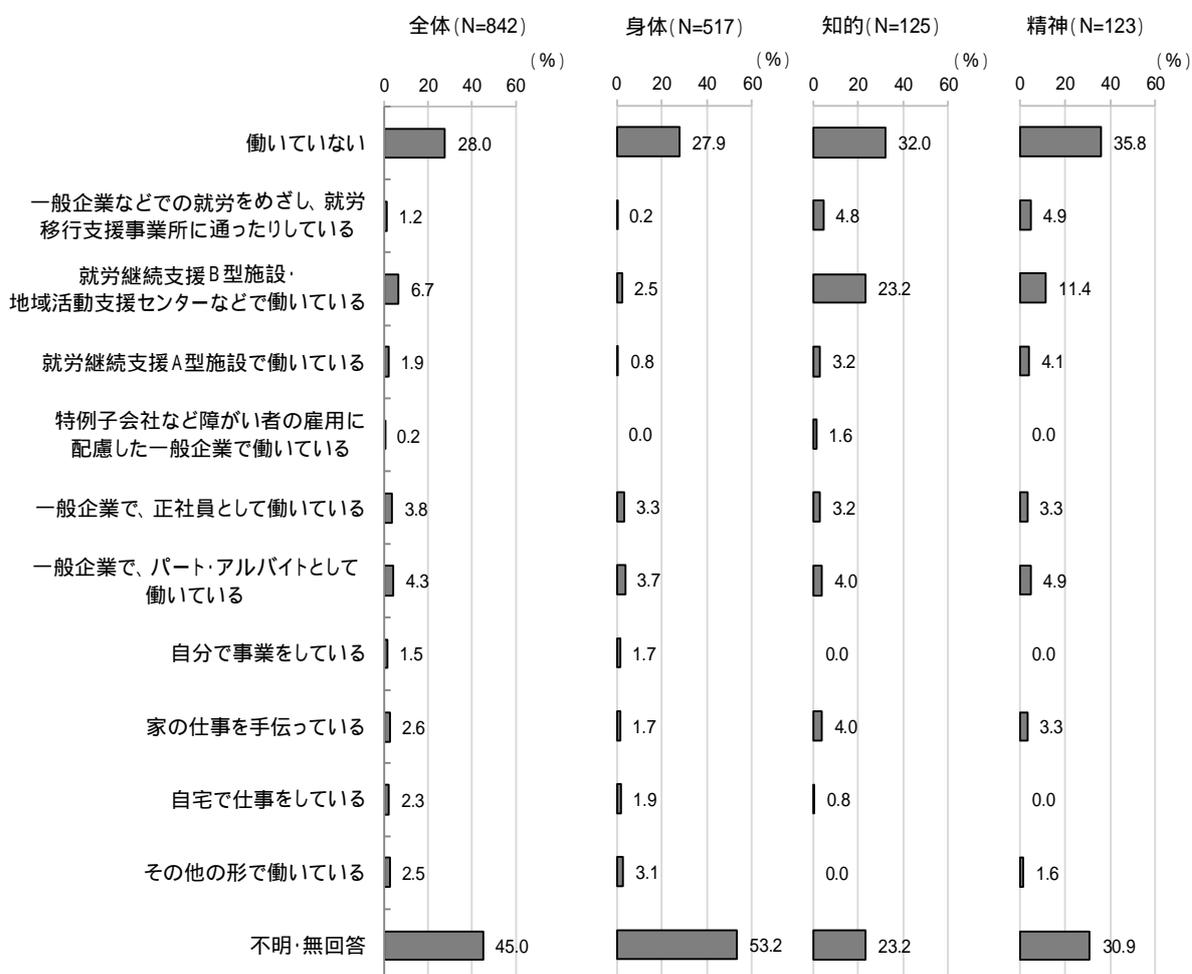


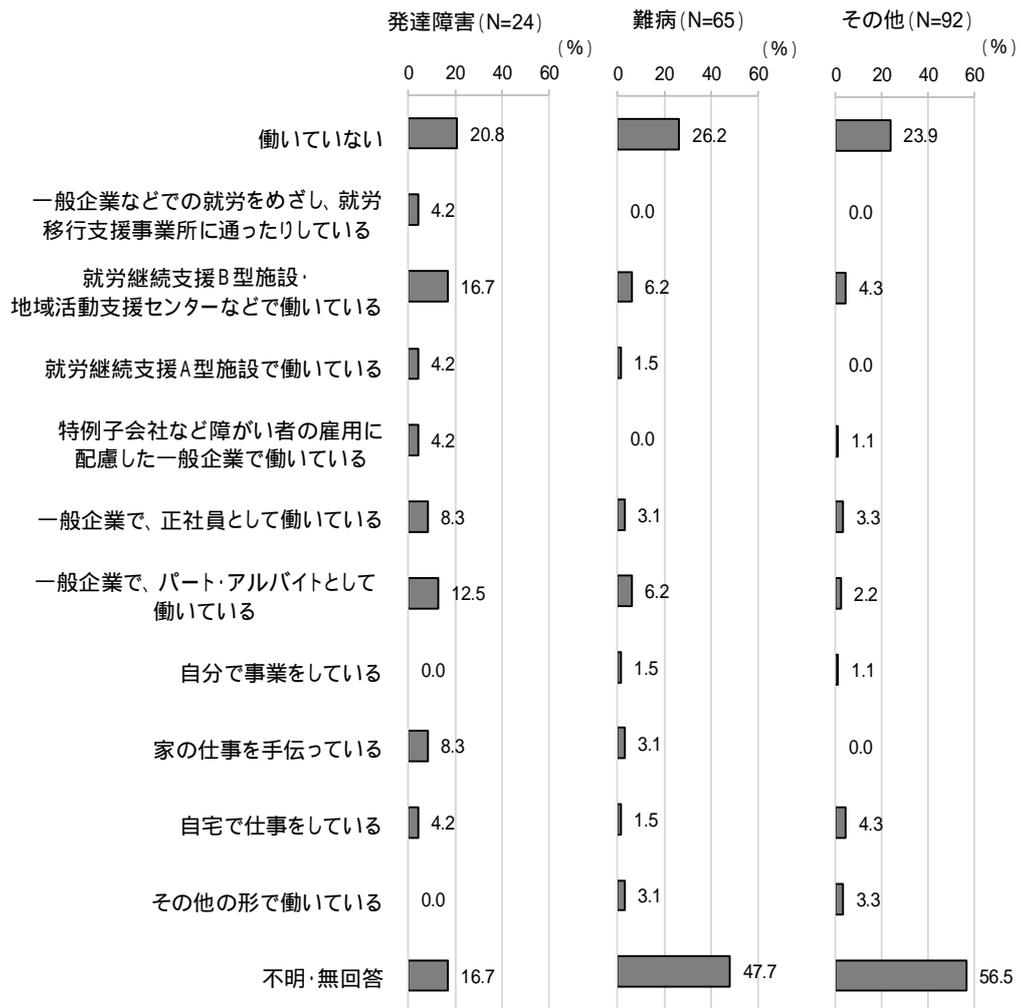
現在、働いているか。働いている場合は、どんな形で働いているか（学校を卒業している人への質問。単数回答）

【現状と課題】

現在の就労の状況についての質問では「働いていない」との回答が最も多く、就労されている場合は、障害の種別で知的障害、精神障害、発達障害では就労継続支援B型が多くなっています。「一般企業等で正社員やパート・アルバイトとして働いている」と答えた人は少数にとどまっています。

また、働いていない理由として高齢や病気、障害の重さをあげる人が多く、それぞれの状態に応じた勤務ができるような職種・業務の開拓や、就労後のケアが重要となっています。



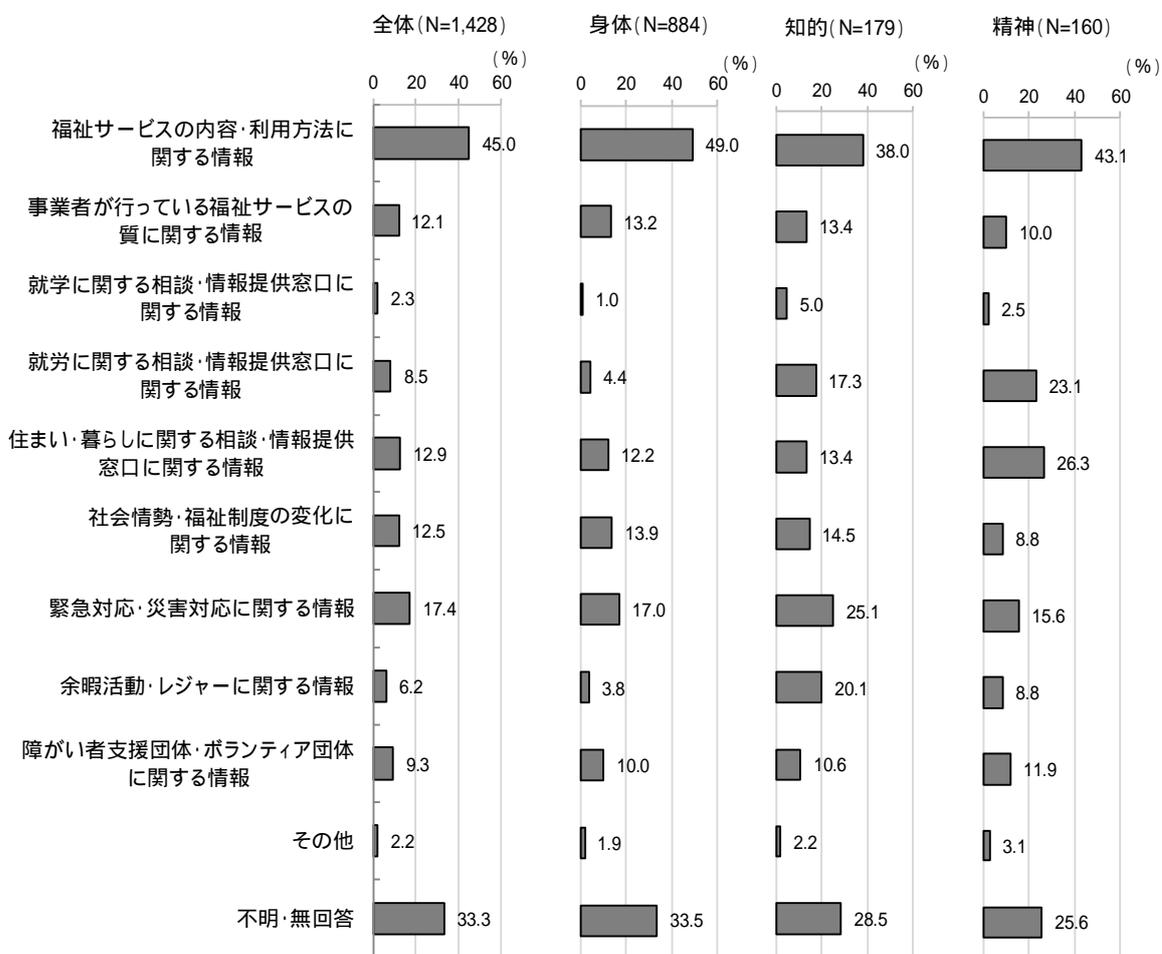


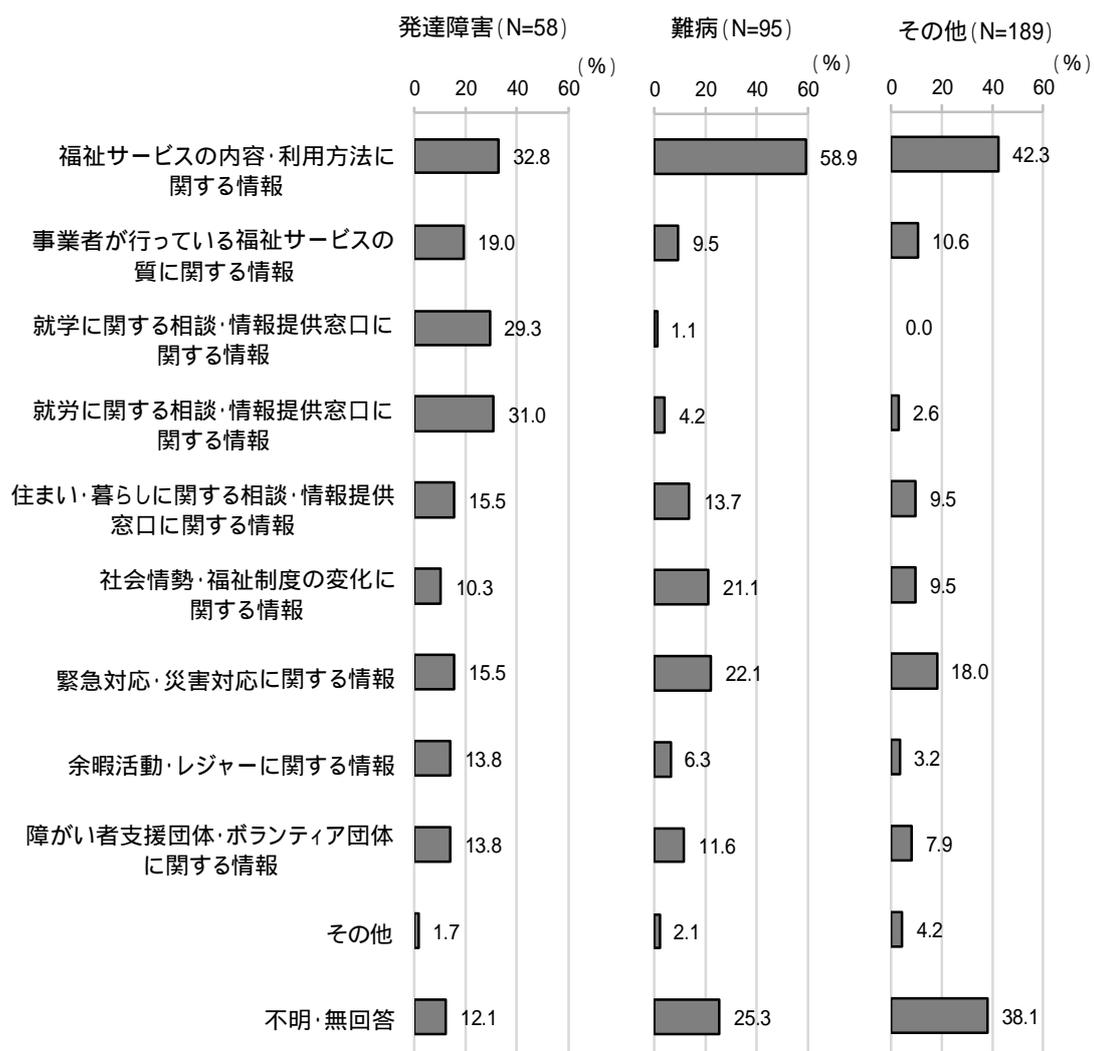
今後充実してほしい情報は何か（複数回答）

【現状と課題】

相談の体制については、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」「身近な地域で気軽に相談できるようにしてほしい」「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」などのニーズが全体として高いことから、市・事業所・関連団体等での情報の集約・共有と、相談体制に関する一層のPRが重要となっています。

特に関心の高い「福祉サービスの内容・利用方法に関する情報」「緊急対応・災害対応に関する情報」「住まい・暮らしに関する相談・情報提供窓口に関する情報」などは、必要とする人のもとに情報が遅滞なく届くよう、障害の内容に応じた情報提供方法の工夫が重要となっています。



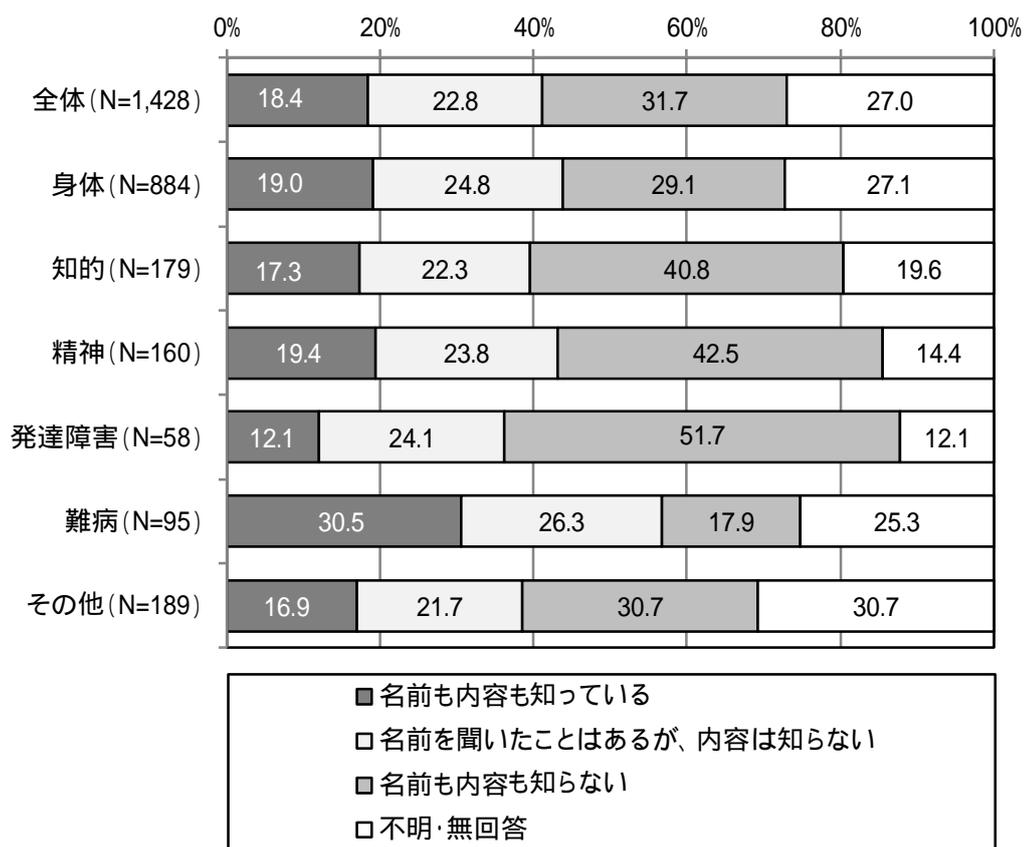


成年後見制度を知っているか（単数回答）

【現状と課題】

「名前も内容も知っている」が全体で2割未満に留まっていることから、成年後見制度の啓発や周知が重要となっています。

特に発達障害での認知度が低くなっており、障がいのある人やその介護者の高齢化、さらに「親なき後」に備えた制度の一層の啓発が重要となっています。



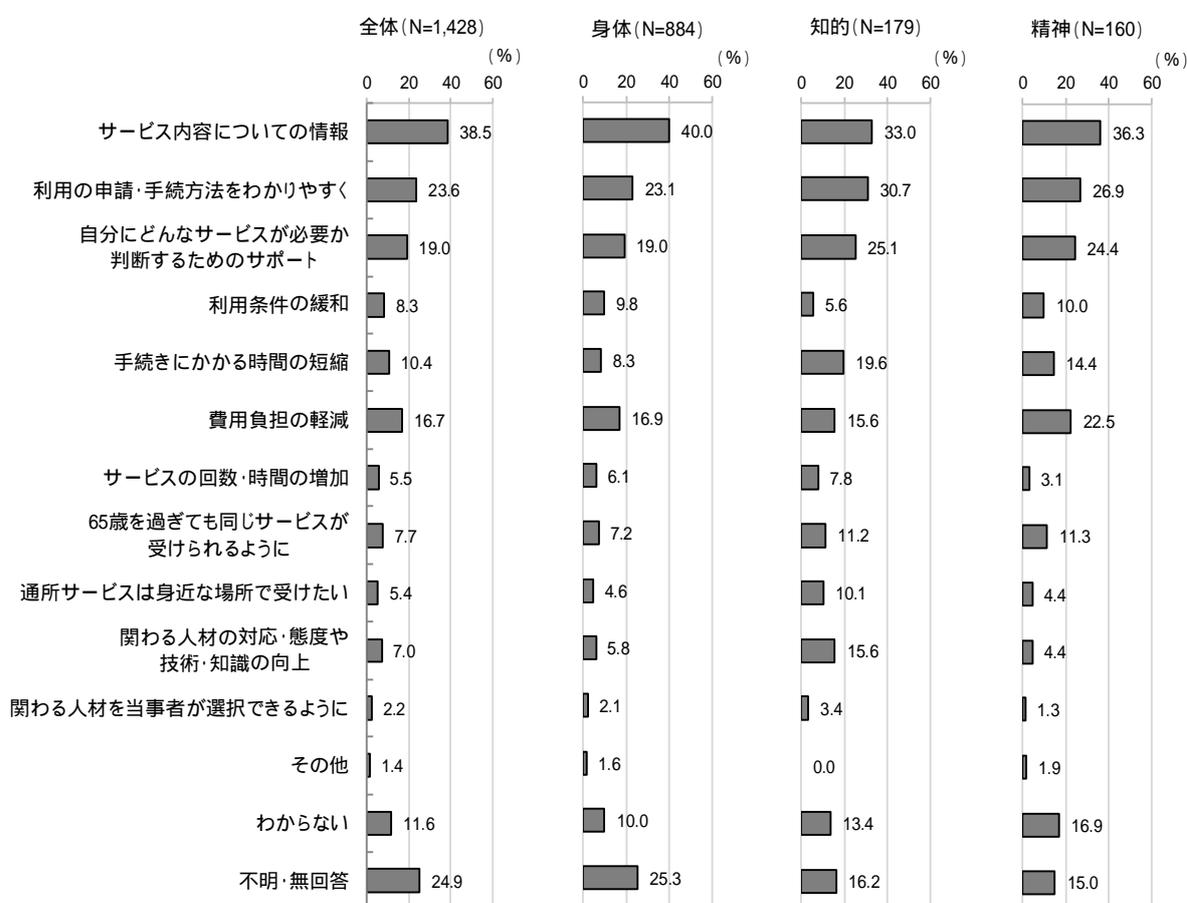
福祉サービスがもっと利用しやすくなるために、何が必要だと思うか
 (複数回答)

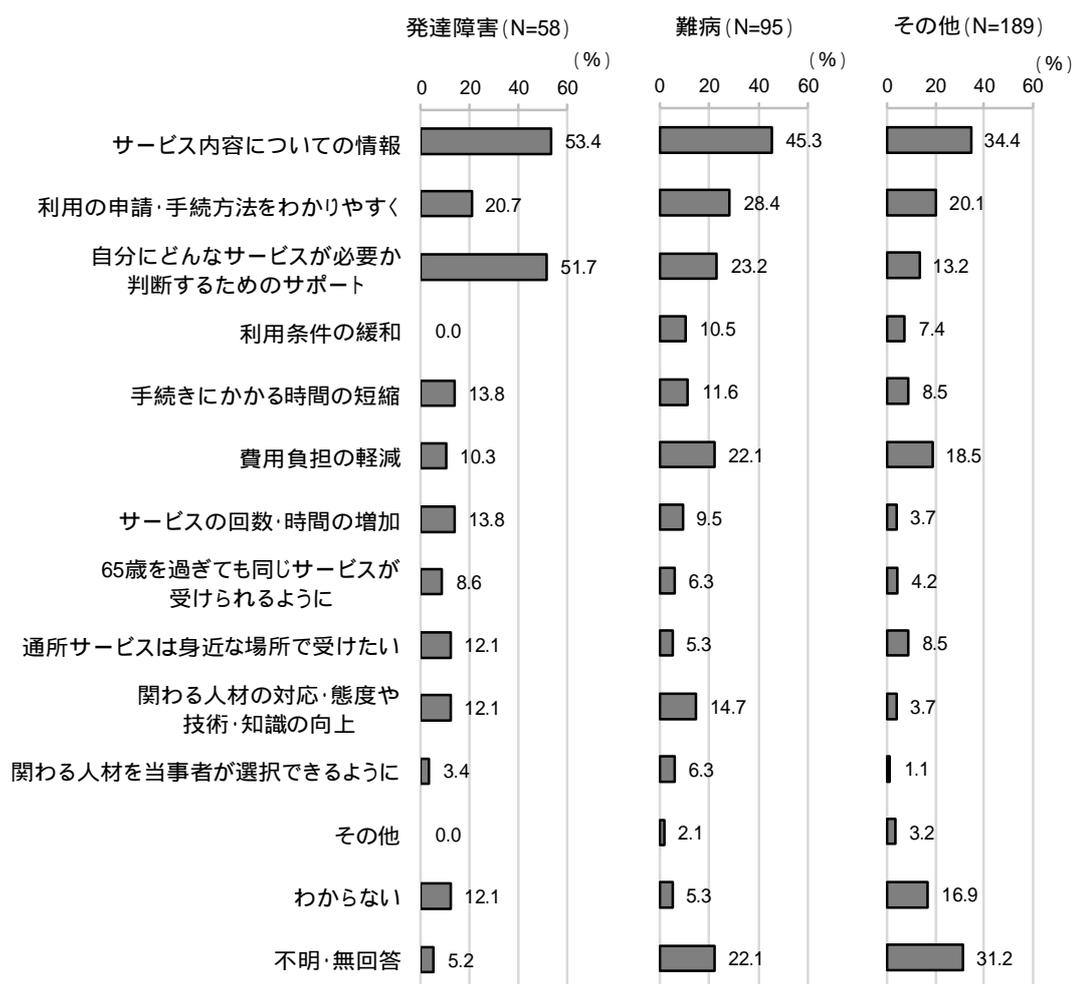
【現状と課題】

全体を通じて、「どんなサービスがあるのかもっと情報がほしい」や「利用の申請・手続方法をわかりやすくしてほしい」「自分にどんなサービスが必要かを判断するためのサポートをしてほしい」などが高くなっています。

特に発達障害では「どんなサービスがあるのかもっと情報がほしい」と「自分にどんなサービスが必要かを判断するためのサポートをしてほしい」が5割を超えています。

さまざまな障害の内容に応じた情報提供の工夫や、手続きの簡素化などが重要となっています。

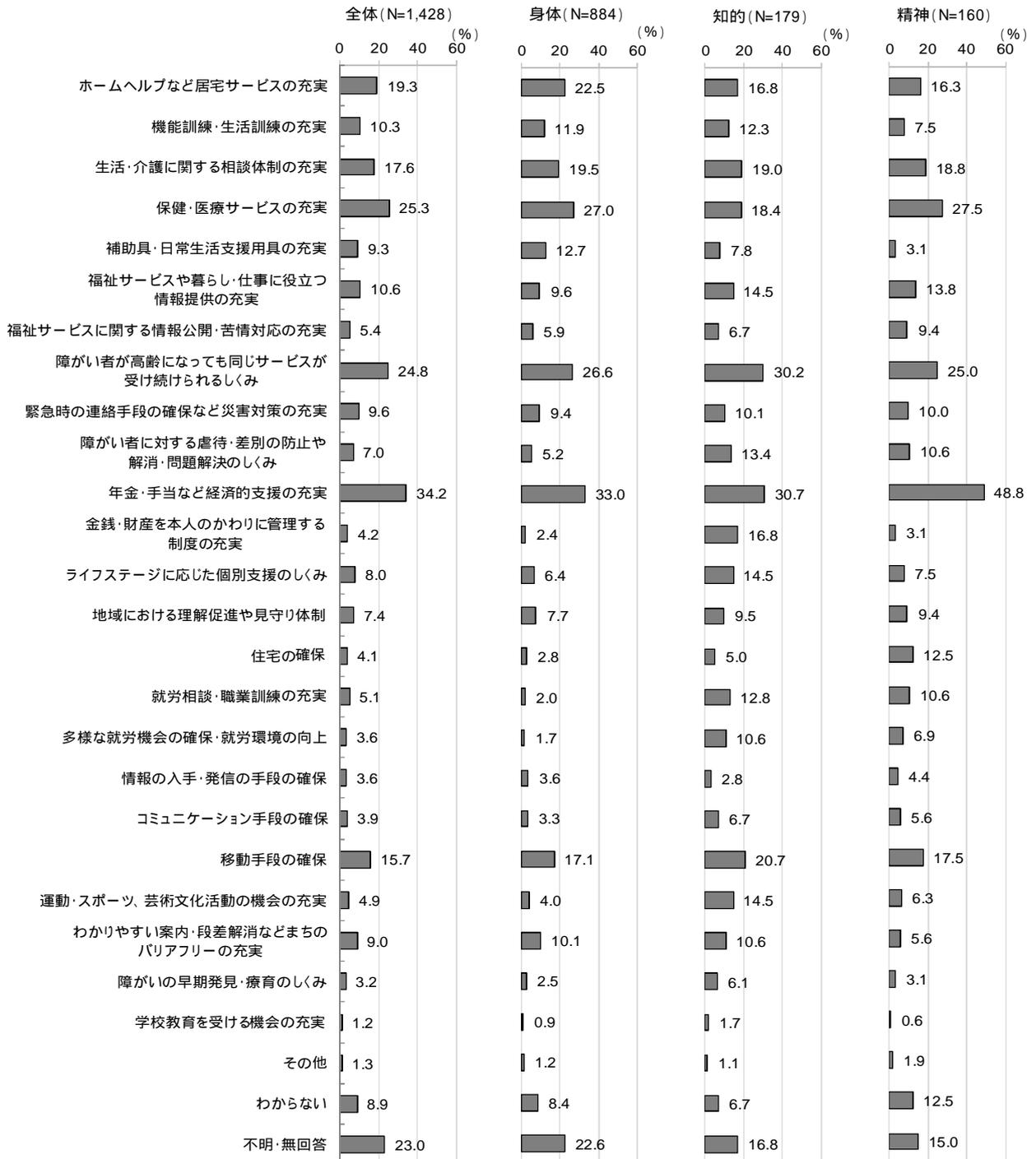


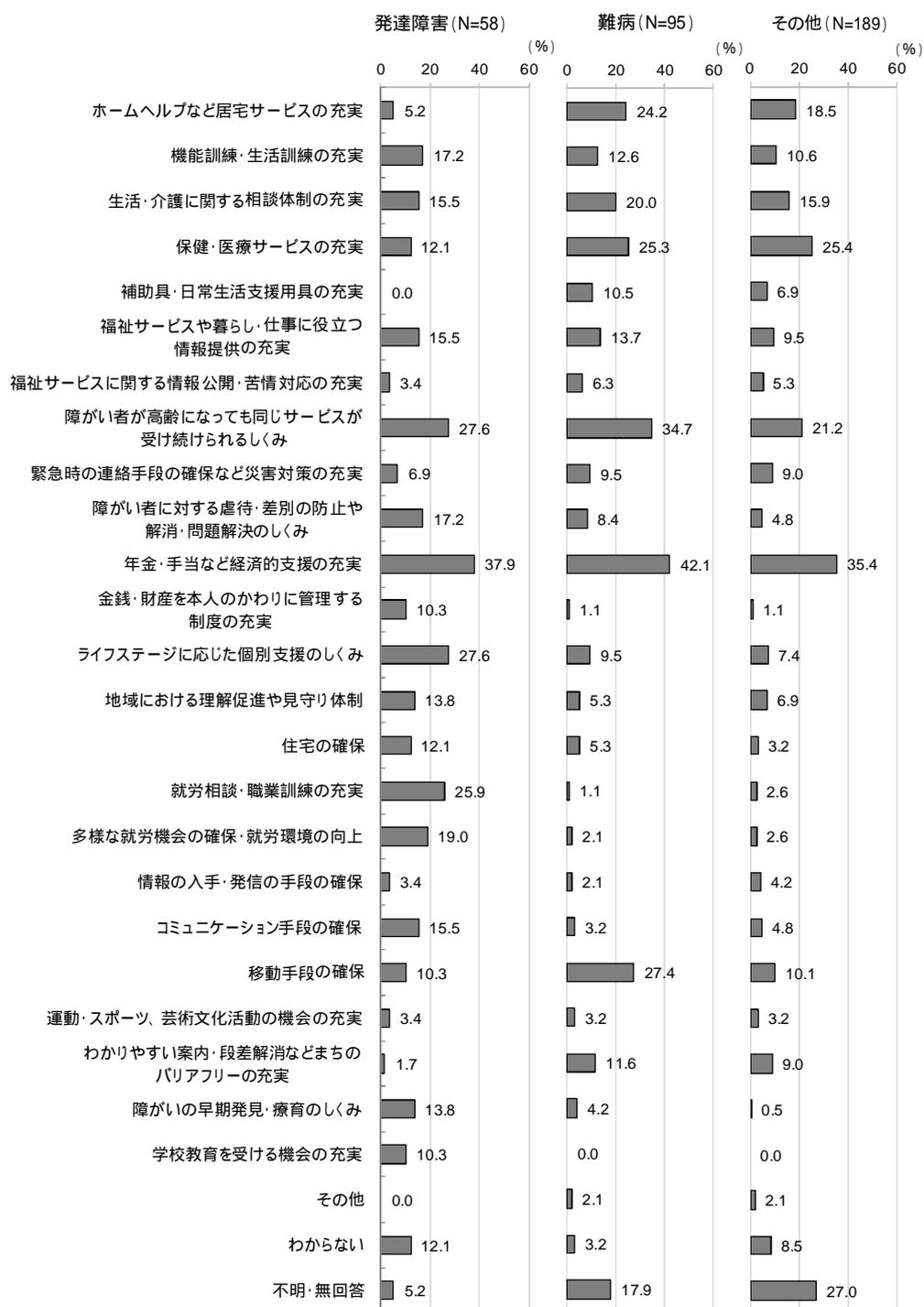


将来もっと暮らしやすくなるために、何が必要だと思うか（複数回答）

【現状と課題】

全体を通じて「年金・手当など経済的支援の充実」「保健・医療サービスの充実」「高齢になっても同じサービスが受け続けられるしくみ」などのニーズが高いことから、これらのサービスの拡充に努めるとともに、介護保険制度との連携強化が重要となっています。





(5) アンケート結果からみえてくる主な課題

「基本目標(1) 社会参加の推進」に関する課題

- 福祉的就労の機会拡充、就労支援施設等の製品販売の拡大等支援。
- 進路相談、卒業後の就労支援、就労後の定着支援などの拡充。
- 事業所、地域社会、市民への「合理的配慮」の普及に向けた啓発等の強化。
- 移動手段の確保策として、障がいのある人から高齢者までを広く対象としている外出支援サービスの、持続可能な重点事業としての継続実施。

「基本目標(2) 生活環境と生活支援の充実」に関する課題

- 障害の程度や内容に関わらず、必要な情報が行きわたるよう、情報発信手段の工夫。
- 災害など緊急時に備えた、さまざまな障害に対応できる情報伝達手段の拡充。
- いつでも相談に応じられるよう、地域生活支援拠点などの核となる施設・しくみの整備の推進。
- 成年後見制度の認知度向上へ向けた取り組みの強化と、制度利用の支援。

「基本目標(3) 相談と療育体制の充実」に関する課題

- 障がいのある人やその家族の生活状況の把握と、経済的支援を必要としている人への相談支援の拡充。
- 介護福祉担当課との情報連携の強化。

第3章 第3次宍粟市障害者計画の基本構想

1．計画の基本理念

本計画は、「第2次宍粟市障害者計画」(前計画)との継続性に配慮しつつ、前計画の進捗状況や現状の分析、アンケート調査の結果などを踏まえて策定します。このため、「第2次宍粟市障害者計画」の基本理念を継承し、本計画の基本理念を以下の通り定めて計画の推進を図ります。

茫 基本理念 茫

『地域』で共に暮らせるまちづくり

2．計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標 1 差別解消へ向けた啓発・教育の推進

障がいのある人への理解を促進するため、市職員・市民に対する啓発・教育を推進し、合理的配慮の浸透に努めます。

基本目標 2 社会参加の促進

障がいのある人が自立して地域で生活し、個性と能力を十分に発揮できるよう、社会参加を支援する取り組みを推進します。

基本目標 3 地域生活支援の充実

障がいのある人が安心して地域で暮らしていけるよう障害福祉サービス等の拡充に努めるとともに、ユニバーサルデザインの推進や生活環境の整備、権利擁護体制²の拡充に努めます。

基本目標 4 保健福祉事業と相談体制の充実

障害の早期発見に努めるとともに、十分な療育が行える体制の拡充に努めます。また、支援を必要としている人への積極的な働きかけや、障がいのある人に対する相談支援体制の拡充に努めます。

基本目標 5 障がいのある人に配慮した防災・防犯体制の整備

万一の災害に備え、障がいのある人の安全・安心が保障されるような防災体制の整備に努めます。また、障がいのある人が犯罪に巻き込まれることがないように、啓発を行います。

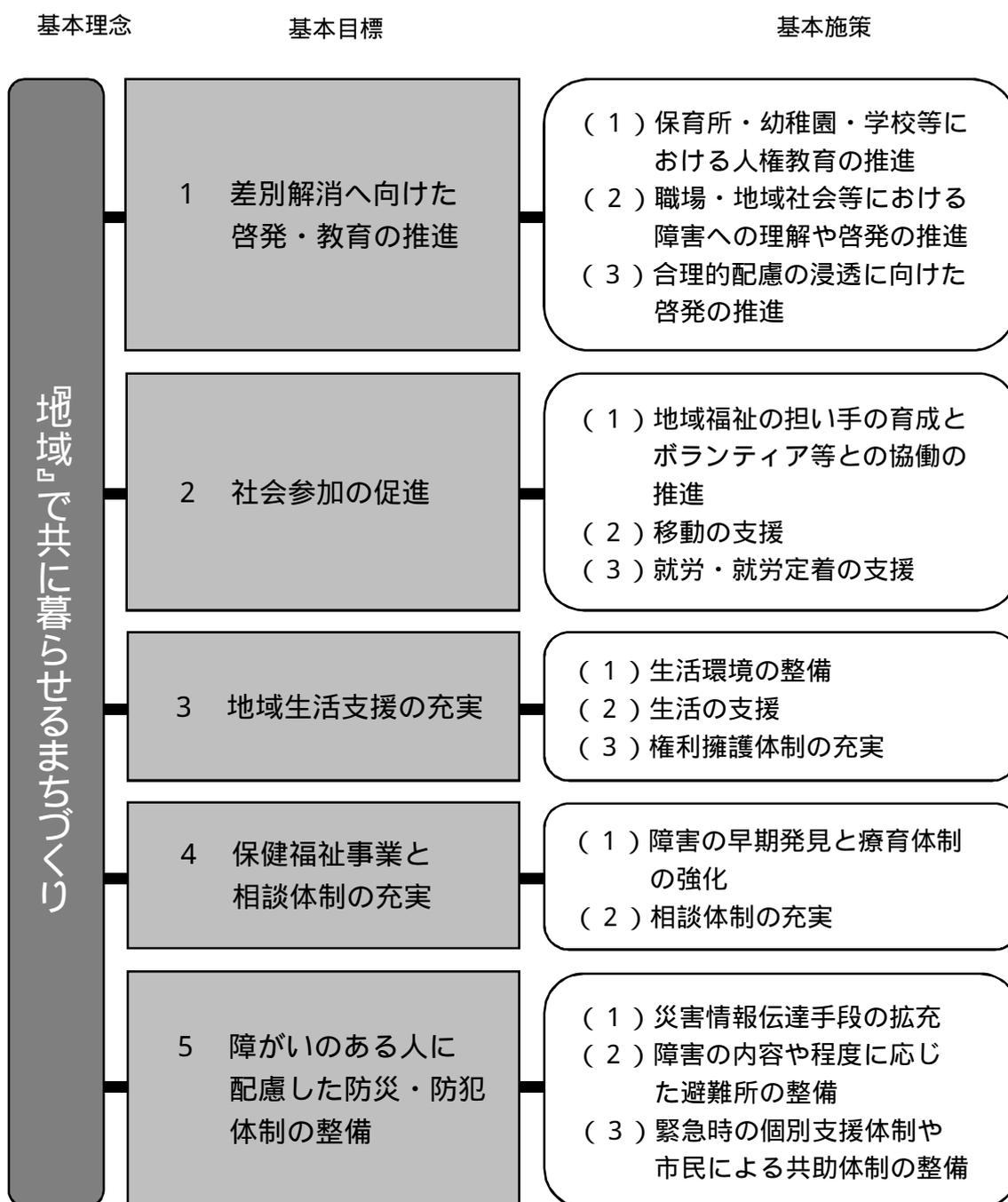
2 「権利擁護体制」とは

障がいのある人の権利を守るための制度や施策など全般を指しますが、代表的なものとしては成年後見制度があります。これは、障害などで判断能力に不安がある人に対し、家庭裁判所に選ばれた後見（世話をすること）する人が、本人に代わってお金や資産などを管理することをいいます。後見人はこのほか、サービスや施設を利用する契約を結んだり、悪徳商法など不利益な契約を結ばないように支援したりして、障がいのある人の権利を保護します。

人権擁護委員による相談支援なども行っています。

3 . 施策体系

基本理念及び基本目標に基づき、前計画の成果と課題、アンケート調査の結果などを踏まえて以下の体系で施策を推進します。



第4章 基本施策

基本目標を達成するため、それぞれに基本施策を掲げて、着実な事業の実施に努めます。

1 . 差別解消へ向けた啓発・教育の推進

障がいのある人もない人も、共に支え合う共生社会の実現のためには、すべての市民が、障がいのある人に対する正しい理解を深め、障がいのある人の地域生活を積極的に支援する必要があります。

このため、市民の生涯にわたり、障害や障害福祉に関する理解促進に向けた啓発・教育が重要となります。

教育機関や社会活動などを通じ、市民の障害への理解を深めるとともに、障がいのある人に対する偏見や差別、虐待の防止等に努めます。

(1) 保育所・幼稚園・学校等における人権教育の推進

子どもの発達段階に応じた人権教育の推進

道徳性や社会性などが芽生える就学前の幼児期（保育所、幼稚園、認定こども園）知的・社会的能力や共感能力が大きく発達する小・中学校期など、子どもの発達段階に応じた人権教育を行い、お互いの個性を尊重できる価値観を育みます。

指導内容・方法等の充実

教職員を対象にした人権教育研修や教育研修所における自主的研修の充実などにより、教職員の指導力の向上を図ります。

(2) 職場・地域社会等における障害への理解や啓発の推進

地域組織・団体研修の充実

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を無くしていくために、自治会はもとより、老人クラブ、PTA、自主活動グループなど地域に根ざした組織、団体を対象として、障がいのある人への理解を深めるために啓発や研修を行います。

市役所における「職員対応要領」の周知と、合理的配慮の提供推進

職員対応要領の内容をすべての職員が理解し、日常業務の中で実践するよう、周知徹底に努めます。

(3) 合理的配慮の浸透に向けた啓発の推進

市民に対する合理的配慮の浸透促進

障がいのある人に対する合理的配慮が広く市民に浸透し実践されるよう、広報紙やホームページ、イベントなどを通じて啓発を行います。

事業所等に対する合理的配慮の浸透促進

障がいのある人に対する合理的配慮が市内の民間事業所等に浸透し実践されるよう、さまざまな機会を通じて啓発を行います。

2 . 社会参加の促進

障がいのある人が地域社会の中で自立し、充実した生活を送るためには、社会の一員としてさまざまな社会活動に参画し、同時に社会に貢献できる環境を整えることが重要です。

このため、障がいのある人が文化・スポーツ・学習などの機会に障壁を感じることなく参加できるよう支援するとともに、移動手段の確保、就労に関する支援などを行います。

(1) 地域福祉の担い手の育成とボランティア等との協働の推進

地域福祉の担い手の確保・育成と連携の強化

宍粟市社会福祉協議会や宍粟市地域自立支援協議会など地域福祉を進める団体と連携し、民生委員・児童委員をはじめとした地域福祉の担い手の確保とその資質向上に努めるとともに、ボランティア団体等との連携を強め、公私協働による地域福祉を推進します。

障害者福祉に関わる専門職の育成

障がいのある人との交流の場づくりや広報紙などを通じた啓発により、障害者福祉に対する市民の関心を喚起するとともに、ボランティア団体やサービス提供事業者等と連携し、障害者福祉に関わる専門職の育成・確保に努めます。

自主活動の支援

障がいのある人の仲間づくりや交流の機会を提供するため、障害者団体等の活動を広報するなどの支援を行うとともに、スポーツ大会やレクリエーション大会などを通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。

「手話言語条例」に基づく手話施策の推進

「手話言語条例」の制定に伴い、市民一人ひとりが「手話」を言語として認識し、手話及び聴覚障害への理解が広く浸透するよう手話施策推進会議において取り組みの協議、検証を行いながら、手話施策の推進に努めます。

また、市職員への手話研修や市民及び事業者を対象とした手話講座を実施し、意識の高揚や手話ができる職員、市民の育成に努めます。

手話通訳者・要約筆記者の派遣と養成

手話通訳者・要約筆記者派遣事業を通じて、イベントや講習会等へ手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人等の社会参加を促進します。

また、手話通訳者や奉仕員の養成に向けた研修等を引き続き実施し、有資格者等の育成につなげます。

(2) 移動の支援

外出支援サービスの継続的運営

障がいのある人など医療機関への通院や社会参加等を目的に、タクシー等によるドア・ツー・ドアでの移動サービスを実施します。

今後、対象者が増えれば財政負担の増加懸念もあり、継続的、効率的な運営に向けた検討に取り組みます。

自家用車による外出の支援

自動車による移動が多い本市の現状に対応し、障がいのある人の自家用車での外出を支援するため、自動車改造費や運転免許取得費の助成を行います。

(3) 就労・就労定着の支援

市役所における障害者就労施設等からの製品購入

障がいのある人が、就労施設等における就労機会の確保などに資するため、障害者就労施設等からの製品購入等の優先調達を継続的にを行います。

一般就労へ向けた支援

求人や求職者情報及び障がいのある人の雇用にかかる企業向け助成制度紹介など、市内の事業所等に対する障がいのある人の雇用促進へ向けた啓発、就労移行支援事業の実施などにより、障がいのある人の一般就労を支援します。

一般就労へ移行した人への支援

就労定着支援事業を実施し、一般就労した人の相談や職場との調整を行うなど、職場で長く働き続けられるよう支援します。

福祉的就労の場の提供と就労条件改善に向けた取り組み

就労継続支援事業所（A型・B型）と連携し、地域住民に対して事業所の活動内容の啓発やPRを行うとともに、製品の利用促進や販路拡大に向けた支援を行い、工賃水準の向上につなげます。

3 . 地域生活支援の充実

障がいのある人もない人も、共に住み慣れた地域で安心して暮らすためには、道路や建物・施設等のハード面と、情報の入手や伝達等のソフト面との両面で障壁を取り除くことが必要です。

このため、道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、多様な障害の状況に対応した情報発信に努めるなど、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

また、障がいのある人の権利が保障され、地域で安心して生活を送れるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害児通所支援等の拡充に努めるとともに、障がいのある人の生活を包括的に支援できるような体制の整備に努めます。

さらに、障がいのある人の人権を擁護するため、虐待の防止や成年後見制度の利用促進などに努めます。

(1) 生活環境の整備

ユニバーサルデザインの推進

道路の段差解消、点字ブロックの設置、多機能トイレの整備、ゆずりあい駐車場の拡充など、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進し、障害の有無や年齢、性別などに関わらず、誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。

情報のバリアフリー化

市の広報紙、しーたん通信、ホームページなどを通じて、障害福祉に関わる情報を積極的に発信し、障がいのある人が必要な情報を円滑に入手できるよう努めます。また、点字・朗読・手話・要約筆記などが行える人材の育成と必要な場への派遣に努め、さまざまな障害に応じた情報提供体制の拡充に努めます。

市役所におけるバリアフリー・合理的配慮の推進

市役所窓口へのコミュニケーションボードの設置、庁舎への点字ブロックの設置、車いすの配置など、障がいのある人が市役所を利用しやすい環境づくりに努めます。

(2) 生活の支援

障害福祉サービス等の提供と生活の場の確保

障がいのある人が必要な支援を遅滞なく受けられるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害児通所支援等の円滑かつ適切な提供やその拡充に努めます。共同生活援助（グループホーム）については、受入体制の拡充に向け、事業者等への支援を行います。

また、国が位置づける地域共生型社会の実現に向けた取り組みである介護サービスと障害福祉サービスを同一事業所で受けることができる共生型サービスについて、関係機関と連携、協議を行います。

包括的な支援体制の整備

障がいのある人の相談や、地域生活等に対する支援を包括的に行う地域生活支援拠点について、なるべく早期に開設できるよう検討、準備を進めます。

(3) 権利擁護体制の充実

人権等相談の実施

人権擁護委員による人権相談や市民相談員を配置し、障がいのある人も含めたさまざまな人権問題やトラブルの解決に努めます。

成年後見制度の啓発と利用促進

障がいのある人やその介護者の高齢化、障害の重度化、「親なき後」などを見据え、成年後見制度の啓発により制度の周知を図るとともに、利用を望む人への制度説明や手続きの支援などを行い、利用促進に努めます。

4 . 保健福祉事業と相談体制の充実

障害の早期発見による適切な療育の推進は、症状の改善につながることを期待できることから、療育体制の強化により、障害の早期発見に努めることが必要です。

このため、健診や健康相談等の充実とその受診率向上に努めるとともに、支援に必要な人材の確保・育成を推進します。

また、障がいのある人やその家族などが、生活困窮など複合的な困難を抱えることがみられることから、支援を必要としている人が必要な福祉サービスにつながるよう、包括的な支援体制の拡充などに努めます。

(1) 障害の早期発見と療育体制の強化

障害の早期発見・早期療育の推進

障がいのある児童や発達に不安がある児童の保護者に対し、乳幼児発達支援や児童思春期相談などを継続実施するとともに、健診や健康相談の受診率向上を図り、障害の早期発見・早期療育につなげます。

関係部署の連携による療育の充実

保健・福祉部局、教育委員会等の関係機関が連携し、情報の共有を行いながら、発達に障がいのある人のライフステージに応じた継続的な支援を行います。

特別支援教育等担当者への研修機会の提供

障がいのある児童が適切な教育を受けられるよう、保育者や教職員に対し、研修や専門的アドバイスを受ける場の提供に努めます。

(2) 相談体制の充実

行政と事業所の連携による相談・支援体制の強化

市の相談支援事業の拡充に努めるとともに、民間の相談支援事業者との定期的な連絡会などを通じて、相互の連携強化を図り、情報の共有や有効な支援策の検討などを行います。

包括的な相談・支援体制の強化

障がいのある人や障がいのある児童の複合的な生活課題に対処するため、生活困窮者自立支援事業や母子・父子相談支援事業などの啓発に努め、関係部局・機関との連携のもと、包括的な支援を行います。

さまざまな障害に対応した相談しやすい環境の整備

市役所窓口へのコミュニケーションボードの設置等の物理的な環境整備に加え、基幹相談支援センターの機能強化対策を図り、さまざまな障害に対応した相談しやすい環境づくりに努めます。

支援を必要としている人の早期発見や積極的な働きかけ

各地域の民生委員・児童委員や協力員及び宍粟市社会福祉協議会の取り組みによる各自治会の福祉委員とも連携し、支援を必要としている人の早期発見に努め、面談や相談につなげます。

身体・精神・知的障害に対応した地域包括ケアシステム³の構築

宍粟市地域自立支援協議会とも連携し、平成32年度末までに3障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を整備するよう努めます。

サポートファイルによる情報共有の推進

障がいのある児童について、個別の支援計画などを記録したサポートファイルの活用を進め、児童の発達段階において適切な支援情報を関係者に切れ目なく引き継ぎできるよう努めます。

3 「地域包括ケアシステム」とは

障がいのある人の地域生活への移行を進める中で、地域で「まるごと」(包括的に)支援する仕組みづくりが重要となってきました。このため国が中心となって、医療(精神科医療・一般医療)、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムを日常生活圏域ごとに構築することをめざしています。

市町村に対しては、国や県などの支援のもと、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置が求められています。

5 . 障がいのある人に配慮した防災・防犯体制の整備

障がいのある人は、災害時の避難や避難生活などに特別な支援を必要とすることが多いことから、災害時の安全や快適な避難生活を保障するための手段を講じるとともに、住民の共助による防災体制の整備に努めます。

また、障がいのある人が特殊詐欺などの犯罪に巻き込まれることがないように、必要な情報の提供や啓発などを行い防犯強化に努めます。

(1) 災害情報伝達手段の拡充

緊急時情報提供手段の一層の普及

しそく防災ネット、しーたん通信、しそくチャンネル、一斉同報ファックスなど、さまざまな情報提供手段により、多様な障害の内容に応じた緊急時の情報提供を図るとともに、それぞれの情報提供サービスへの加入者の増加に向け、啓発を行います。

(2) 障害の内容や程度に応じた避難所の整備

福祉避難所の整備と一般避難所の備品等の点検・見直し

民間の福祉施設等と連携し、災害時の福祉避難所⁴の拡充に努めるとともに、一般の避難所において障がいのある人が安心して快適な避難生活が送れるよう、設備や備品などを点検し、必要に応じて見直しを行います。

(3) 緊急時の個別支援体制や市民による共助体制の整備

緊急時の個別支援体制の整備

災害時要支援者名簿や、毎年更新している災害時要支援者マップなどをもとに、災害時に支援を必要とする人に対する個別支援計画の作成に努めます。また本人の同意にもとづき、関係機関との情報共有に努めます。

災害時に支援を必要とする人の積極的な把握

災害時の避難等に支援を必要としながら、行政や近隣にその必要性が把握されていない人をなくすため、自治会や民生委員・児童委員等との連携により、「把握されていない要支援者」の把握に努めます。

住民及び障がいのある人の参加による防災訓練の実施

自主防災組織や住民、障がいのある人やその家族等の防災訓練への参加を促進し、住民の共助による防災体制の整備に努めます。

障がいのある人を犯罪被害から守る対策

障がいのある人を犯罪被害から守るため、犯罪情報の収集に努めるとともに、警察とも協力しながら注意喚起に努めます。

4 「福祉避難所」とは

避難所生活が長期化するおそれがある場合に、高齢の人や障がいのある人などが安心して避難所生活が送れるよう、一般の避難所とは別に開設するもの。介護や見守りなどができる機能を持った特別養護老人ホーム、グループホーム、老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、障害者福祉施設などと協定を結んで指定し、必要に応じて開設します。

第5章 第5期障害福祉計画

1 . 障害福祉計画について

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づき策定するもので、平成30年度から平成32年度までを第5期と位置づけます。

国の基本指針等を踏まえ、平成32年度までの数値目標を設定するとともに、サービスごとの見込量を定めて必要なサービス量の確保を図ります。

2 . 成果目標の設定

本計画では、障がいのある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成32年度を最終目標年度として次のように設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針	○平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行。 平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減。 平成28年度末において、第4期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値として設定。
宍粟市の方針	本市の施設入所者数は、平成28年度末時点で113人であり、平成32年度末時点における地域生活移行者数の目標値を、国の指針通り10人(9%)とします。 施設入所者数の削減についても国の指針通り2人(2%)の削減とし、これにより平成32年度末時点の施設入所者数を111人とすることを目標とします。

成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年 9 月時点の施設入所者 (A)	113 人	
【目標】地域生活移行者の増加	10 人	(A)のうち、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	9 %	
【目標】施設入所者の削減	2 人	(A)の時点から、平成 32 年度末時点における施設入所者の削減目標値
	2 %	
平成 32 年度末時点の施設入所者	111 人	平成 32 年度末の利用者数見込み

(2) 身体・精神・知的障害に対応した地域包括システムの構築

国の指針	平成 32 年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
宍粟市の方針	宍粟市地域自立支援協議会とも連携し、平成 32 年度末までに協議の場を整備することを目標とします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備する。
宍粟市の方針	地域生活支援拠点の開設に必要な地域資源の調査や関係機関との調整を進め、平成 32 年度末までに 1 か所(または複数の施設・事業所等によるネットワークを 1 つ)を整備することを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

<p>国の指針</p>	<p>福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。</p> <p>就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加する。</p> <p>就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。</p> <p>各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とする。</p>
<p>宍粟市の方針</p>	<p>本市の福祉施設から一般就労への移行者数は平成 28 年度末時点で 1 人であり、平成 32 年度末時点では、これを 1 人増 (200%) の 2 人にすることを目標とします。</p> <p>就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度末時点において 3 人であり、平成 32 年度末時点で、これを 1 人増 (133%) の 4 人にすることを目標とします。</p> <p>平成 28 年度末時点において、就労移行支援事業所は 2 か所 (1 か所休所) となっており、この事業所における就労移行率を 3 割以上とすることを目標とします。</p> <p>各年度の就労定着支援サービスの利用者数は、平成 30 年度はなし (0 人)、平成 31 年度は 1 人、平成 32 年度は 2 人と見込まれることから、平成 31 年度と 32 年度については、サービス利用者の全員が 1 年以上職場に定着することを目標とします。</p>

成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者 (A)	1 人	平成 28 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への 移行者数 (B)	2 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人数
	200%	(B) / (A)
平成 28 年度末時点の就労移行支援 事業の利用者 (C)	3 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	4 人	就労移行支援事業の平成 32 年度末における利用者数
	133%	(D) / (C)
就労移行支援事業所数	0	平成 28 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労 移行率の増加	1 か所	平成 32 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数
【目標】各年度における就労定着者 数の増加	平成 30 年度 - 平成 31 年度 1 人 平成 32 年度 2 人	就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率 (各年度 100%)

3 . 障害福祉サービス等の見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または行動上著しく困難を有する知的や精神に重度の障がいがある人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
同行援護	屋外での移動が困難な視覚に重度の障がいがある人の外出時における移動支援を行います。
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護を行います。

見込み量の算出方法

近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、平成 27 年度以降の一人あたりの平均利用時間を乗じて、見込量の基礎数値としました。さらに、入所施設等からの地域生活への移行によるニーズの増加や、サービス提供事業者のサービス供給量なども加味して、基礎数値を調整しています。

重度障害者等包括支援については、本市においては利用実績がなく、今後も利用がないものと見込まれます。

見込量

(月平均)

サービス名		平成 29年度 (実績見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護	時間	488	481	494	507
	人	37	37	38	39
重度訪問介護	時間	84	80	80	80
	人	1	1	1	1
同行援護	時間	73	73	73	73
	人	7	7	7	7
行動援護	時間	40	40	40	40
	人	1	1	1	1
【合計】	時間	685	674	687	700
	人	46	46	47	48

見込量の確保策

増加が見込まれる居宅介護については、サービス提供事業者の人材確保や育成などを支援するとともに、施設運営全般の支援に努めます。重度訪問介護、同行援護、行動援護については、ニーズは横ばいで推移すると見込まれますが、急なニーズ増にも対応できるよう、特に重度訪問介護はサービス提供事業所が市内にないため、市外の事業所対応も含め確保等の取り組みを、継続的に実施します。

(2) 日中活動系サービス

内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労継続支援 (A型 = 雇成型、 B型 = 非雇成型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を提供します。
就労定着支援	障がいのある人の一般就労の移行が増加する中、就労に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整等を一定の期間にわたり支援します。
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
短期入所(ショートステイ)	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護を行います。

見込量の算出方法

近年のサービス利用者数の増減傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、平成 27 年度以降の一人あたりの平均利用時間を乗じて、算出しました。

自立訓練（機能訓練）については、本市においては利用実績がなく、現計画では見込量はあげていませんが、今後のニーズ把握等を継続していきます。

見込量 (月平均)

サービス名		平成 29年度 (実績見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	人日	3,209	3,200	3,200	3,200
	人	168	168	168	168
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	人日	8	8	8	8
	人	1	1	1	1
就労移行支援	人日	42	40	60	60
	人	2	2	3	3
就労継続支援 A 型	人日	510	510	529	548
	人	26	26	27	28
就労継続支援 B 型	人日	2,282	2,295	2,311	2,329
	人	127	128	129	130
就労定着支援	人	-	0	1	2
療養介護	人	8	9	10	10
短期入所 (ショートステイ)	人日	115	115	115	115
	人	14	14	14	14

サービス名		平成 29年度 (実績見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
市役所からの福祉施設 等への優先発注金額	千円	1,945	3,200	3,400	3,600

見込量の確保策

障がいのある人が自立して地域生活が送れるよう、各サービスの提供体制の拡充に努めます。

特に増加が見込まれる就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型については、サービス提供事業者や市内の企業、事業所と連携し、障がいのある人の就業先の開拓に努めるとともに、市の障害者就労継続支援事業所等からの優先調達の拡充などにより、サービス提供事業者の支援を行います。

市内の民間事業者等に対して広く事業の情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

自立訓練（機能訓練）については、事業のニーズ把握に努め、利用の申し込みがあった際に迅速に対応できるよう努めます。

（３） 居住系サービス

内容

サービス名	内容
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人を対象として、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が充分でないために一人暮らしができない人があります。本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適時、適切な支援を行います。

見込量の算出方法

共同生活援助については、近年、増加傾向にあります。本計画の期間中にもグループホーム新設を検討している事業所もあり、増加する見込としています。

施設入所支援については、横ばいで推移すると見込んでいます。
 新規事業の自立生活援助については、利用者を見込んでいません。

見込量

(月平均)

サービス名		平成 29年度 (実績見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
共同生活援助	人	36	36	41	41
施設入所支援	人	113	113	113	113

見込量の確保策

共同生活援助は、高齢化を背景に今後もニーズが高まると考えられることから、サービス提供事業所との情報交流を図るなど必要見込量と開設についての情報把握や設置支援に努めます。

施設入所支援については、入所者の地域生活への移行が促進されるよう、支援を行います。

新規事業の自立生活援助については、利用者を見込んでいませんが、事業を担うサービス提供事業者の確保に努めます。

(4) 相談支援

内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

見込量の算出方法

計画相談支援については、近年の障害福祉サービス等の利用者数に基づき、これから障害福祉サービス等を利用しようとするすべての人が計画相談支援を利用できるよう見込みます。

地域移行支援と地域定着支援については、利用実績を見込んでいませんが、今後の利用希望に対応する支援体制が課題と考えています。

見込量

サービス名		平成 29年度 (実績見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	人/月	81	82	83	84

見込量の確保策

計画相談支援については、サービス提供事業者との連携を図り、必要なサービス量が確保できるよう努めるとともに、適切な支援計画が策定されるよう、サービスの質の向上も図ります。

4 . 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 必須事業

理解促進研修・啓発事業

内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

見込量の算出方法

平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有

見込量の確保策

市の広報紙、ホームページ、講演会等を通じて、障がいのある人や障害福祉サービス等に対する地域住民の理解が深まるよう、啓発に努めます。

自発的活動支援事業

内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

見込量の算出方法

平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

見込量の確保策

引き続き事業を実施し、障がいのある人やその介護者等の自発的な活動を支援します。

相談支援事業

内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、宍粟市地域自立支援協議会の運営等を行います。

サービス名	内容
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がいのある人に、入所への支援、家主等への相談、助言等を行います。

見込量の算出方法

平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

基幹相談支援センター等機能強化事業と住宅入居等支援事業については、本計画期間中の実施は見込めていません。

見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の 有無	有	有	有	有

見込量の確保策

障害者相談支援事業と基幹相談支援センターについては、これまで通り事業を実施するとともに、よりの確な支援が行えるよう、人材等の質の向上をめざします。

基幹相談支援センター等機能強化事業と住宅入居等支援事業については、事業のニーズを見極めながら事業の開始を検討します。

成年後見制度利用支援事業

内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

見込量の算出方法

平成 29 年度の利用実績はありませんが、今後の障がいのある人の権利擁護の観点から踏まえて事業推進を行います。

見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援 事業	件	0	1	1	1

見込量の確保策

ここ数年は、利用実績がある年と無い年を繰り返していますが、障がいのある人の権利擁護の観点から事業の啓発に努め、親なき後の支援事業として推進します。

成年後見制度法人後見支援事業

内容

サービス名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

見込量の算出方法

これまで実績はありませんが、制度周知、設置に取り組みます。

見込量

(年間)

サービス名		平成 29年度 (実績見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	有	有

見込量の確保策

障がいのある人の権利擁護のため、早い時期において設置できるよう、西播磨成年後見支援センターとも連携し、法人の確保に努めます。

意思疎通支援事業

内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に配置します。

見込量の算出方法

平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	人	732	750	760	770
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2

見込量の確保策

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人等の社会参加促進の観点から、十分な派遣が行えるよう、人材の確保・育成に努めます。

手話通訳者設置事業は、実績をみながら通訳者等の配置を行います。

日常生活用具給付等事業

内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

見込量の算出方法

平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1	1
自立生活支援用具	件数	9	8	8	8
在宅療養等支援用具	件数	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件数	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件数	824	825	827	830
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	1	1	1	1
【合計】	件数	849	854	859	864

見込量の確保策

利用件数の増減が大きいことから、ニーズの把握に努めるとともに、急な利用者増にも対応できるよう、十分な見込量の確保に努めます。必要な人に必要な用具が行きわたるよう、事業の啓発に努めます。

移動支援事業（ガイドヘルプ）

内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

見込量の算出方法

平成 28 年度に利用者が 1 人減少していますが、1 人あたりの利用時間は増加していることから、今後も 1 人あたりの利用時間が増加するものと見込んでいます。

見込量 (年間)

サービス名		平成 29年度 (実績見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業	時間	780	780	790	800
	人	8	8	8	8

見込量の確保策

サービス提供事業者との連携により、必要な人材の確保と質の向上に努めます。

地域活動支援センター

内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

見込量の算出方法

新規開設を検討する事業所もあり、見込量を増加します。

見込量 (年間)

サービス名		平成 29年度 (実績見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援センター 【市内実施か所数】	か所	1	2	2	2
地域活動支援センター 【実利用者数市内外計】	人	11	20	20	20

見込量の確保策

障がいのある人の自立や社会参加を図るため、地域活動支援センター事業の実施体制を維持し、事業の周知や利用促進に努めます。

(2) 任意事業

内容

サービス名	内容
スポーツ教室等開催事業	スポーツ活動を通じて、障がいのある人の体力増強や、交流・余暇活動等の充実を図ることにより、社会参加を推進し、福祉の増進を図ります。
自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳・療育手帳所持者が、就労等の社会活動や地域での自立に向けて自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成	就労等社会活動への参加及び自立更生のため、身体に障がいのある人が取得した自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人に対して、事業経営等を行っている職親の協力のもと、一定期間、職場体験を通じた日常生活面の指導と就労に向けての技能習得訓練を行います。
点字・声の広報等事業	視覚に障がいのある人に対して、社会生活上必要な情報を点字、テープ等を提供することで、社会参加を促進します。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
更生訓練費給付事業	入所又は通所での治療や訓練のための更生訓練費を支給し、障がいのある人の社会復帰と自立を支援します。
生活支援事業 (生活訓練等)	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行います。
日中一時支援事業 (日中ショートステイ)	障がいのある人及び障がいのある児童の日中における見守り及び活動の場の確保や、家族等介護者の一時的な休息を目的として、日中の支援を行います。

サービス名	内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がいのある人が、低額な料金で居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。

見込量の算出方法

平成 27 年度からの実施実績・利用実績を踏まえて見込みます。

自動車運転免許取得費助成は、所得基準等補助要綱を見直しました。

見込量

(年間)

サービス名		平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
スポーツ教室等 開催事業	実施の 有無	有	有	有	有
自動車運転免許 取得費助成	件	0	1	1	1
自動車改造費助成	件	1	1	1	1
知的障害者職親委託事業					
職親登録数	人	4	4	4	4
利用者数	人	1	1	1	1
点字・声の広報等 事業	実施の 有無	有	有	有	有
訪問入浴サービス 事業	人/月	1	1	1	1
更生訓練費給付 事業	人/月	2	2	2	2
生活支援事業	人	24	24	25	25
日中一時支援事業	人/月	30	30	30	30
福祉ホーム事業	人	1	1	1	1

見込量の確保策

自動車運転免許取得費助成は、障がいのある人の社会参加に資するものであり、補助要件の緩和で申込みの増加につなげます。

5 . 市単独事業

宍粟市では、障害福祉サービス等に加えて、より地域性の高い課題に対応した市単独の取り組みを実施することで、障がいのある人や障がいのある児童にとって過ごしやすい環境整備に努めます。

サービス名	内容
外出支援サービス事業	外出が困難な高齢者や障がいのある人に対して、自宅と医療機関へ移送用車両による送迎について給付します。
重度障害者（児）自立支援金	介護手当未受給者で、移動や食事等の日常生活に介護を要する重度の障がいのある人に自立支援金を支給します。
障害者支援施設等通所費補助事業	障害者支援施設等へ通所する人に通所費を支給します。
心身障害児療育訓練等通所費補助事業	県内で療育訓練を行っている病院・施設へ通所する児童に通所費を支給します。
療育訓練事業	保育士、訓練士等による専門的療育を提供することにより、障害の予防、機能低下防止、集団適応能力の獲得を推進します。
西播磨障害児療育事業	西播磨地域での障がいのある児童の療育訓練を実施し、療育体制の充実を図ります。

第6章 第1期障害児福祉計画

1 . 障害児福祉計画について

障害児福祉計画は、「児童福祉法」に基づき策定するもので、平成30年度から平成32年度までを第1期と位置づけます。

国の基本指針等を踏まえ、平成32年度までの数値目標を設定するとともに、サービスごとの見込量を定めて必要なサービス量の確保を図ります。

2 . 平成32年度目標値の設定

(1) 障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築

国の指針	<p>平成32年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。</p> <p>平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。</p> <p>平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。</p> <p>平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを確保する。</p>
宍粟市の方針	<p>上記の国の指針に従い、障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制の構築を図ります。</p>

成果目標

項目	数値 (平成 32 年度)	平成 28 年度 末時点の状況
児童発達支援センターの設置数	1 か所	有 (圏域)
保育所等訪問支援を行える体制の構築	有	無
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1 か所	無
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	有 (平成 30 年度末)	有

3 . 障害児支援事業の見込量と確保策

内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、また、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中 (今後利用予定も含む) の障がいのある児童が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育者等に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

サービス名	内容
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な心身に重度の障がいのある児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある児童(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、保育等の関連分野の連絡調整を行うための体制を整備します。

見込量の算出方法

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、ニーズが高く、利用者数が急増していますが、実施事業所の運営規模など課題となってきます。事業所の動向をみながらですが、近年の利用状況をふまえて見込量は増加で算出しています。

新規事業である居宅訪問型児童発達支援については、本計画の期間中の実施予定はありません。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、一定の研修や資格条件が必要と考えられることから内部調整等を進めながら、なるべく早い設置に努めます。

その他の事業については、平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

見込量

(月平均)

サービス名		平成 29年度 (実績見込)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	人日	105	157	190	195
	人	41	48	51	55
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	385	409	421	425
	人	61	63	64	66
保育所等訪問支援	人日	1	1	1	1
	人	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	-	0	0	0
	人	-	0	0	0
障害児相談支援	人	23	24	25	26
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	-	1	1	1

見込量の確保策

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、サービス提供事業者と連携し、ニーズを満たすだけのサービス提供体制づくりに努めるとともに、質の高いサービスが適切に提供されるよう、サービス提供事業者に対する働きかけを行います。

医療型児童発達支援については、ニーズの把握に努め、サービス提供に向けた体制の整備に努めます。

保育所等訪問支援と障害児相談支援については、さらに質の高いサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の人材育成などを支援します。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、サービス提供事業者とも連携しながらなるべく早期に必要な人材の確保に努めます。

第7章 計画の推進体制

1 . 事業の円滑な推進のための方策

(1) 庁内の推進体制

障がいのある人（児）の人権擁護や障がいのある人（児）に対する福祉サービス及び障害児支援の推進には、庁内のさまざまな部署が関連することから、計画の進捗状況を毎年、各課に対する検証を行い、必要に応じて内容の見直しを行います。

また、庁内での情報と問題意識の共有を図るなどして、全庁体制で計画の推進に努めます。

(2) 国・県・近隣自治体との連携

障がいのある人（児）に対する福祉サービスの質・量を拡大するためには、本市だけの取り組みでは不十分な点もあることから、国・県及び近隣市町との連携を強化し、十分なサービス量の確保と、サービスの質の継続的な向上を図ります。

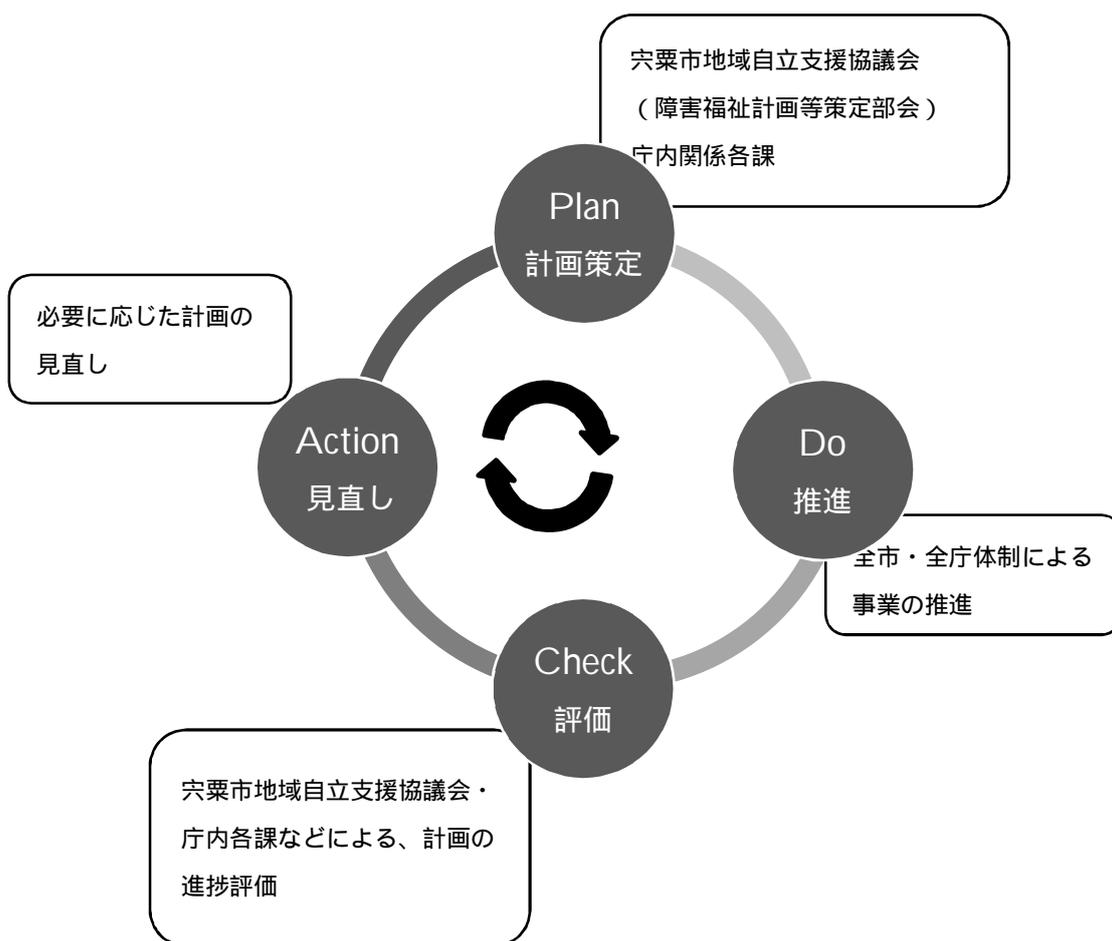
(3) 地域住民・関係機関・団体との連携

障がいのある人（児）の人権擁護や障がいのある人に対する福祉サービスの推進には、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、地域住民に対する啓発を継続的に行い、官民協働による福祉のまちづくりを推進します。

また、宍粟市地域自立支援協議会や障がいのある人（児）の自発的な団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、NPO、民間事業所や医療機関など、関連する機関や団体・個人等との連携を深め、全市が一体となった協働体制の構築に努めます。

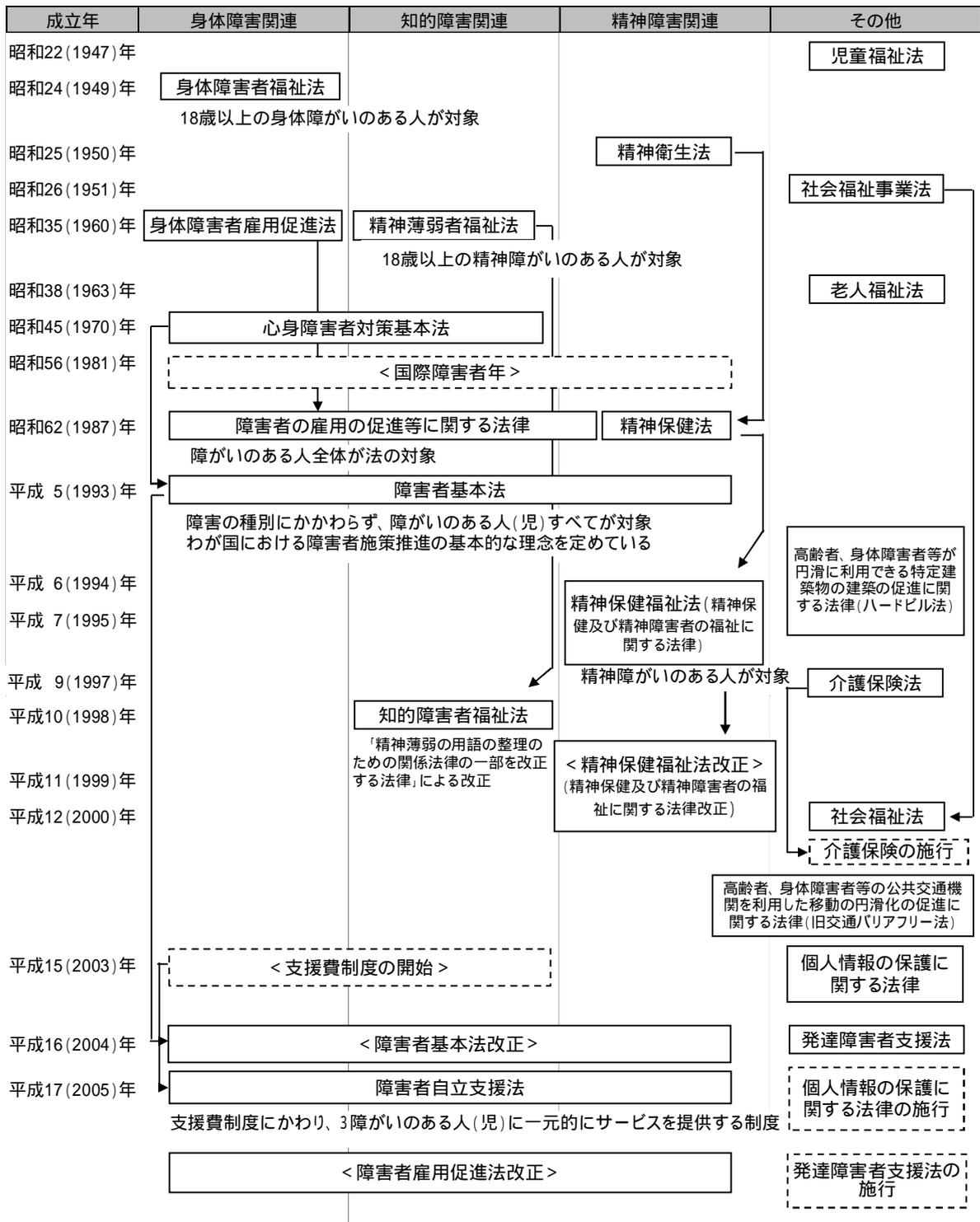
2 . 計画の管理と評価

本計画の実施状況等については、毎年、庁内で進捗管理を行うとともに、宍粟市地域自立支援協議会等に随時意見を聞き、その内容や社会情勢の変化等に合わせて、必要に応じて見直しを行います。



資料編

1. 障害者施策に関わる法整備の流れ



成立年	身体障害関連	知的障害関連	精神障害関連	その他
平成18(2006)年	< 障害者自立支援法によるサービスの開始 >			高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
平成19(2007)年				< 学校教育法改正 >
平成20(2008)年				障害者権利条約の発効(国連)
平成22(2010)年 平成23(2011)年	< 障害者自立支援法改正 >			障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)
	< 障害者基本法抜本改正 >			
平成24(2012)年	< 障害者自立支援法改正 > (平成24年4月～) 応益負担を原則とする利用者負担の見直し 障がいのある人の範囲の見直し(発達障害を対象)公布日施行 相談支援の充実、障がいのある児童の支援強化			< 児童福祉法改正 >
	↓			
平成25(2013)年	障害者総合支援法			生活困窮者自立支援法
	障害者差別解消法 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止 合理的配慮提供の義務(民間事業者等は努力義務)			
	< 障害者雇用促進法改正 >			
平成26(2014)年	< 障害者総合支援法による障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化など >			障害者権利条約の批准・国内での発効
平成27(2015)年				生活困窮者自立支援法の施行
平成28(2016)年	< 障害者総合支援法改正 > 自立生活援助の創設 就労定着支援の創設 重度訪問介護の訪問先拡大			平成30年4月施行
	< 児童福祉法改正 > 市町村障害児福祉計画の策定義務 訪問型児童発達支援の創設 保育所等訪問支援の対象拡大 医療的ケアを要する障のある児童への支援拡充			

2 . 宍粟市障害福祉計画等策定部会 名簿

任期：平成 29 年 1 月 30 日～平成 30 年 3 月 31 日

No.	氏 名	所属団体等	団体内役職等
1	部会長 平山 登代子	宍粟市民生委員児童委員協議会 連合会	民生委員・児童委員
2	副部会長 中井 隆	公立宍粟総合病院 精神科医師	
3	阪口 昇	宍粟市民生委員児童委員協議会 連合会	民生委員・児童委員
4	山本 正幸	市民代表（公募）	
5	一坪 光恵	宍粟市ボランティア連絡会	会長
6	前野 瑞恵	宍粟市社会福祉協議会	総務課長
7	平野 安雄	宍粟市商工会	事務局長
8	河津 光重	宍粟市内事業所代表 （通所・就労系）	就労継続支援 B 型事 業所あゆみ 施設長
9	堂田 俊彦	宍粟市内事業所代表 （入所系）	はりま自立の家 施設長
10	藤本 景子	宍粟市内事業所代表 （相談支援事業所）	ゆめぷらん 相談支援専門員
11	久保 欽哉	宍粟市特別支援教育推進協議会	山崎小学校校長
12	内海 英満	当事者代表（相談員）	宍粟市身体障害者福 祉協会 副会長
13	永峰 榮次	当事者家族	宍粟市手をつなぐ育 成会 会長
14	岸本 弥生	当事者家族	宍粟すぎの木家族会
15	福 壽 格	龍野健康福祉事務所	生活福祉課長

（敬称略、順不同）

3 . 計画策定経過

年 月 日	内容
平成 29 年 1 月 30 日 (月)	第 1 回 宍粟市障害福祉計画等策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定スケジュール ・ 計画策定方針 ・ 生活実態調査について
平成 29 年 3 月 3 日 (金) ~ 3 月 31 日 (金)	「障がいのある方 (児童) の生活実態調査」実施
平成 29 年 6 月 13 日 (火)	第 2 回 宍粟市障害福祉計画等策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい支援に関する近年の国策動向について ・ 生活実態調査集計概要の説明 ・ 現計画の検証状況等について
平成 29 年 8 月 10 日 (木)	第 3 回 宍粟市障害福祉計画等策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて ・ 第 3 次宍粟市障害者計画等骨子 (案) の検討
平成 29 年 10 月 17 日 (火)	第 4 回 宍粟市障害福祉計画等策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次宍粟市障害者計画等骨子 (案) の検討
平成 29 年 12 月 18 日 (月) ~ 平成 30 年 1 月 16 日 (火)	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月 9 日 (金)	第 5 回 宍粟市障害福祉計画等策定部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント及び市議会からの意見について ・ 第 3 次宍粟市障害者計画等 (案) について

4 . 用語集

あ

意思疎通

「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む)」と定義されている。これに関して、「障害者基本法」第3条において「すべて障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

一般就労

事業所(企業や官公庁)との間に雇用契約を結び、「労働基準法」や「最低賃金法」等の労働関係法のもとで賃金の支払いを受ける就労形態をいう。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。1998(平成10)年12月に施行された「特定非営利活動促進法(NPO法)」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

か

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障害となることやもの、状況など)を取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がいのある人の特性に合わせて催し物の座席を決めたりなど、さまざまな対応が考えられる。

差別

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を含む。（「障害者権利条約」第2条）

肢体不自由

「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号において、身体障害の内容を「視覚障害」、「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」、「肢体不自由」、「心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害」と定義している。肢体不自由は、上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのある人の総称。

社会モデル

障がいのある人が生きづらさを感じるのは、本人ではなく、生きづらさを感じさせている社会のほうに原因があるという考え方のこと。この考え方に従えば、階段の上り下りが困難な場合、それは個人の身体機能の問題ではなく、建物などの構造の問題ということになり、エレベーターやエスカレーターを設置することで障害の除去が可能となる。

手話通訳者

言語・聴覚に障がいのある人の意思疎通が困難な場合に、手話を用いて意思疎通の支援を行う人。都道府県が実施する全国手話通訳者統一試験に合格して手話通訳者として登録された人。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚に障がいのある人のために手話通訳を行う人。市町村で実施する手話奉仕員養成講座において手話奉仕員として登録された人。

身体障害

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、脳性麻痺、内部障害等がある。

精神障害

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障害により、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障害、てんかん、精神薬物による中毒・依存等がある。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などを法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供にあたる相談支援従事者

た

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」第 77 条及び第 78 条に規定されている事業で、市町村にあつては「障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業」、「障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業」、「障害者等、障害児の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業」、「成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業」、「成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業」、「手話通訳者の派遣等を行う事業」、「日常生活用具の給付または貸与、手話奉仕員の養成を行う事業」、「障害者等の移動を支援する事業」、「障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業」が必須事業とされている。

知的障害

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断等）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18 歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の障がいのある児童生徒のために、小・中学校に設置された学級。

特別支援学校

従来のもう・ろう・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

な

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする事となるものをいう。（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）

ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、 介護訓練支援用具、 自立生活支援用具、 在宅療養等支援用具、 情報・意思疎通支援用具、 排泄管理支援用具、 住宅改修費の6種類がある。

は

発達障害

自閉症スペクトラム障害、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。（「発達障害者支援法」第2条）

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

や

要約筆記

難聴者や中途失聴者等に、会議や授業等の内容を、手話ではなく文字を筆記してコミュニケーションを図るもの。

ら

ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期等に分けられる。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童及びその家族、障害に関し心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療または訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

第 3 次宍粟市障害者計画
第 5 期宍粟市障害福祉計画
第 1 期宍粟市障害児福祉計画

発行：宍粟市 健康福祉部 障害福祉課

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
TEL 0790-63-3101(直) FAX 0790-63-3062
